

平成14年度青森県公共事業再評価審議委員会

第1回会議議事録

青森県政策推進室

日時	平成14年6月9日(日) 13:30~18:30		
場所	ホテル青森 3階「あすなろの間」		
出席者	青森県公共事業再評価審議委員会委員		
委員	阿波田 禾積	青森公立大学経営経済学部	教授(欠席)
委員	一條 敦子	あおもり女性大学	一期生
委員	梅津 光男	八戸工業大学	建築工学科 教授
委員	岡田 秀二	岩手大学	農学部 教授
委員	奥村 潮	フリーアナウンサー	
委員	北村真夕美	株式会社青森経営研究所	代表取締役社長
委員	小林 裕志	北里大学	獣医畜産学部 教授
委員	佐々木幹夫	八戸工業大学	環境建設工学科 教授
委員	渋谷 長生	弘前大学	農学生命科学部 助教授
委員	長谷川 明	八戸工業大学	環境建設工学科 教授
委員	細井 仁	青森県商工会議所連合会	事務局長
委員	前田 辰昭	北海道大学	名誉教授
委員	元村 佳恵	弘前大学	農学生命科学部 教授
青森県			
政策推進室	竹森政策審議監、本多政策推進室長 他		
農林水産部	北澤参事(林政課長)、吉崎農村整備課長、南山漁港漁場整備課長 他		
県土整備部	斉藤整備企画課長、葛西道路課長、八木橋総括副参事、米内山港湾空港課長、田中都市計画課長 他		
市町村	三橋弘前市都市計画課長、赤城鶴田町建設課長、下川原十和田湖町下水道課長、沢口新郷村建設課主幹 他		

内容

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶(竹森政策審議監)
- 4 平成14年度再評価実施方針等説明
 - (1) 平成14年度再評価実施方針等の説明(事務局:磯野副参事)
資料1、資料2、資料3 資料4、資料6に基づき説明
 - (2) 青森県公共事業再評価審議委員会運営要領(案)の説明(事務局:磯野副参事)
資料7に基づき説明
 - (3) 評価調書点検・評価基準の説明(事務局:沼岡総括主幹)
資料5に基づき説明

(4) 平成14年度青森県公共事業再評価審議委員会スケジュールの説明
(事務局：沼岡総括主幹) 資料8に基づき説明

5 議事

(1) 委員長の選出等

佐々木委員：委員長としては、前委員会の部会長をやっていた北里大学の小林先生を推薦したいと思います。

司会：ただ今小林委員を推薦いただきましたが、他にございませんでしょうか。

司会：異議なしとのお言葉がありました。

それでは、委員長を小林委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

司会：それでは、小林委員に委員長をお願いしたいと思います。

小林委員：ただ今委員の各位からご推薦いただきましたので、審議期間が前年度までよりも延ばしていただいたようですが、それでもかなりハードな審議の内容になってくると思いますので、委員の皆様の大なる御支援をお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

(2) 職務代理者の選任

委員長：それでは、早速議事を進めさせていただきたいと思いますが、先程の委員会の設置要綱をご覧いただきたいと思います。第5の4項です。ここに委員長の職務代理者をあらかじめ委員長が指名することになっています。従いまして、僭越ですが私から、委員長職務代理者を指名させていただきたいと思いますが、その方は、元村委員に職務代理者をお願いしたいと思っておりますが、よろしいですか。

ありがとうございました。それでは元村委員、一言ご挨拶をお願いします。

元村委員：元村でございます。大変僭越ではございますけれども、委員長からのご指名でございまして、重責とは思いますが委員長に従っていきたくと思っております。皆様の絶大なるご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

委員長：どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(3) 青森県公共事業再評価審議委員会運営要領の改正

委員長：それでは、早速審議に入らせていただきます。

先程、読み上げていただきまして、この委員会の席上で(案)を消して正式なものとして発効させたいというございますので、先程の運営要領、資料の7番になります。これが案ということで先程事務局から説明してもらいましたが、いかがでしょうか、どうぞ。

委員：昨年までの委員会と基本的に違う点は、部会をなくしたと提案がありまして、そのこととこの運営要領は大きく関わると思うが、部会をなくすということよりも昨年度までの経験で言いますと、部会どうし共通の議論をした方がいいということがありました。

具体的に申し上げますと、例えば国道と農道との関係とかですね。それぞれ部会ごとに議論していたのでは、共通の認識あるいは共通の評価がなかなかできにくい事例もあるということでした。そういう点では一緒になると言うことの意味は大きいとは思いますが、必ずしも部会をなくすということではなかったような気がするんですね。そういうような基本的な受け止め方があります。

もう一つですね、今回、委員会として一本化して部会は必要に応じて設置することができるという、それで部会は委員会に決められた事業について審議し、それについて意

見を述べるという形で、いわば部会は意見を述べて、それに基づいて委員会は議論をする。というような形になっているんだと思うんですが、そういう点では部会はあくまでも意見を述べて全体の方向付けについては委員会で決めるということになると思うんですね。

その場合に、例えば、成立要件が2分の1であると、委員会の成立が2分の1で、かつ、それも方向性を決めるには過半数の同意ということになれば、4分の1の賛成があれば通ることになると思うんですね。その場合に例えば2分の1の割合、限られた人数でひとつの方向が決まってしまう可能性がある、という問題がひとつあるのではないかなと思っております。

ですから、委員会と部会との関係を必要に応じてという問題と、もう一つは、意見を述べるができるという形にしてさらに、2分の1という形で定数を限定していくというのは問題があるのではないかと思います。

それからもう一点ですが、この意見を述べるにあたって、例えば、現地調査があります。現地調査の場合は、関心がある事業について行った方がよい、私の立場で言いますと農林関係の現地調査にいくと思う。また、土木水産の関係の方々も、またそれぞれの事業に行く、しかし、実際にはですね、それらも含めて委員会として可否をとることになれば、実質的にはですね、委員会というのはかなり形式的になるのではないかなということを感じました。

ですから2分の1でいいかどうかというよりも、2分の1というこの定数の問題と同時に委員会と部会の関係をもう少しきちんと整理していかないと、色々問題が起きるのではないかなと言うのが私の意見です。

委員長：はい、ありがとうございます。

この、渋谷意見に対して事務局、もう少し補足説明することはございますか、先程資料1を使って(3)のところで、部会組織を見直し云々がありましたけど、ただ今の質問を受けてもう少し説明があれば。

事務局：補足してご説明申し上げますと、基本的に委員会において審議を行っていただく趣旨といたしましては、平成10年度この委員会が立ち上がった時点では、再評価の対象事業が100以上ございました。100以上の再評価対象事業の審議にあたっては、かなりの数になりますので、部会を設けて手分けしてやったらよろしいんじゃないのかなということがあったと聞いてございます。

そこで、平成13年度でございますけれども、農林水産事業部会が29、土木水産が12と都合41というような数になってございます。平成14年度の審議対象事業は、27になってございます。

そのように審議対象地区の数がだんだん減ってきているという状況を勘案いたしましてさらに、昨年度の委員会の意見でも、全て部会を廃止しろというような意見ではなかったんですが、部会の取りまとめを委員会の意思として決定する作業が必要ではないかというご意見も出たところでございます。

事務局といたしましては部会で審議し、それを委員会で最終的な意思決定をするというのも一つの方法だとは思ったところでございますが、その考え方を一歩進めて委員会で事業全般を審議するというのもまた、委員会の持ち方の一つではないのかなというように考えまして、事業数の推移、さらには、審議日程を2ヶ月間のばした、現地調査におついても1回委員会として現地調査に赴くことを考えながら、委員会で審議を行うのがいいのではないのかなということで、実施要綱の所要の改正をしたところでござい

ます。

そこで、定足数2分の1でございます。当方といたしましては、2分の1といたしましても、委員の皆様方全員出席を前提として、日程調整させていただくと、そうした努力をした上で、3分2を2分の1とさせていただきたいというお願いでございますので、ご理解いただきたいと考えております。

委員長：という事務局の補足説明ですが、スタートに当たって大切なところですので、どうぞ他の委員なにかご発言ありましたらお願いします。

私も、渋谷委員とともに、2期4年やってまいりました。当時の農林部会でやってた先生方ここに重任されている訳ですけど、大変中味の濃い議論がありまして、必ずしもその道の専門の先生でなくても、相当ご理解いただけるような集中的な審議がありまして、相当の濃密な意見交換に基づいて全員合意で、たくさんの数の中から現地も入りまして、現地では現場の関係者の方にもお集まりいただいて、そこでかなりつっこんだ議論をやりました。

そういう中で、先程の事例、もうちょっと詳しく申し上げますと、国道のバイパスをつける審議を土木の方でやってられて、そのすぐ見えるすぐとなりの農地をつぶして農道を造ってということで同じ町村の中を、全くほぼ同じ時期に、付け替え道路が農道と国道バイパスが2本走っていてどう見ても、まさしく公共工事、これでいいのかという議論をしたかったんですが、当時のシステムでは、それを全員でこういうふう一同に会して両部会が意見交換する場面がなくて、一応農林は農林で、そちらの方がいかなものでしょうかね、という程度の参考意見を出したという事実がございました。そういう意味では、この度のように一本化してやる意味では非常に前進かなという考え方もありますけど、逆に、これだけたくさんの委員が集まって、個別審議をやった時に、港湾から都市計画から農林全般にわたって委員全員が、部会の時にやってたメリットの部分、中身の濃い議論が果たして保証できるのかという面も一方では出てくるのもまた、当然かなという感じもしております。

委員の方々他にご意見があればお聞かせいただきたいと思いますけど。

委員：部会の運営のお考え、今お話のように、両方に関わる事業再評価というお話になりますと、両方の立場、両部会が一緒になって議論し合う、前のシステムの部会長同士が、情報交換し合うということから、そういう対応の仕方がやむを得なかったような状況があったと思います。やはり、委員会の運営ということを考えますと一つは、その委員会に関わる、皆さんこうやって、今日ここに集まるというこの作業のための経費のこととか、様々なことを考えるとやはり、その対象の件数が少しずつ少なくなっていることにふさわしいやり方を改善していくことは、やはりしていかなければならないのではないかと思います。

ただ部会というものの存在については、今の要領の中では、第4の中に必要に応じて部会を置くということを引き続き残されていることを考えますと、年によっては、この後多くなる年もないわけではないですから、それに応じて対応していく方法もあるのではないかと思います。

そういう意味では件数が少なくなっている時には、ふさわしい運営方法というものに私達は対応していかなければいけないという役割にあると認識します。

委員長：はいありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：私もそのような意見は以前から持っておりましたけれども、それぞれ今まで土木とか河川とか農林とかいいますとたいていが補助事業で、国庫補助を受けているのが実状

だと思います。それぞれの所轄の省庁が違うというところに大変大きな問題がございます。例えば、農林部会の方は農林水産省の方の補助を受けている。一方河川とか港湾の方は今の国土省の補助を受けている。県のレベルではなくて更に上のレベルの縦割の影響を受けてきたんじゃないかと私は思います。

実際、質問状というものを出したんですが、遅くなってから出したんですが、資料4のところ、公共事業再評価事業別調書という今度新しい書式を定めたという新しい書式にのっとって今回の資料が整理されております。この中に他の省庁あるいは他の課、或いは、そういったもので計画されている工事とか現在実施されている工事或いは他の地方自治体とか市町村とかで、事業主体となって実施しているものについて、どこかにそういうことを書く欄とありますが、情報を提供してほしいということをお願いしました。

そういう具体的なこと、資料を、県の方、事務局の方から提供しておいただくことによって、そういった両部会で人数が多少少なくなってもそういう十分な情報が有れば検討可能なのではないかと私は考えます。

委員：今の意見は部会ごとにやった方がよいという意見ですか。事務局提案でよいということですね。私も基本的にはそう思います。書かれている条文ないしはこの書かれている条文をどうか解釈してどう運用するかは、議題ごとにとりか、やってみながらきちっと一番いい方法をこの中で練って行ければよろしいのではないかと思います。

部会ごとにやってきたことの弊害を是正するというで、こういう枠組みを作っていただいたと思いますし、他の県なんかでも方向性としてはたぶんこういう方向で考えているというふうに伺っておりますし、私も存じておりますので、あまり問題は起こっておりません。

委員長：ということによろしいですか。

委員：部会の設置を必要に応じてということ規定されているわけですが、これは要するに具体的には委員会の中でこの事業については部会として議論してほしいとか、というような形で、どういうふうな形で提案されて、どういうふうに動くのかというあたりについて、具体的な進め方とありますが、イメージができないということがあります。

それからもう一点あります。これまでの委員会、部会の議論の方法ということですが、率直に言いまして、いろんな資料が出てくる訳ですが、その資料の中で、実はすでに、町村の担当なり、或いは 県担当がこの事業は問題があると分かっているにもかかわらず実際の事業の報告では数字としてはそれなりの数字が出てくるという問題がある。いくつかありました。

それについて具体的に、この数字についての意味とか、或いは、こういう方向性で正しいのかどうかということ議論しながら、見直しとかをやってきたんだと思う。つまり、一般的に公共事業について評価がある、知識があるということよりも、もっと専門的に見ないと数字の背景が見えないという部分もあったような気がします。そういう点では、やはり基本的に、部会でかなり慎重に審議しないと、よくない事例がいくつかありまして、それについて、かなり丁寧に議論してきたことがあると思う。

ですから、そういう点では、部会をなにかの事情で、必要に応じてという設置の仕方ではなかなかこの辺がちょっと表面的な議論に終わってしまう可能性があるのではないかと心配です。一番のポイントです。

ですから、みなさんから言われた意見は私も重々承知しておりますが、その辺の問題についての危惧がちょっとあるということで、あえて、この自分の意見を最後まで頑張

るつもりはありませんが、でもそういう意見だということです。

委員長：渋谷委員がいみじくもおっしゃった、危惧があるという点はおそらく、各委員皆さんが感じているかと思います。そういう心配がないように私達が運営するための要領でございますので、形式的に必要なに応じて部会を置くということではなくて、今から、個別に今年度の場合、27事業の中で、私達の過去の経験なんか、これは裏にもう少しいろんな数値を調べる必要があるとか、意見交換をする必要があるといった場合は、部会というふうに、部会という名目で置かないまでも、この委員、もしかしたら全員の中でかなり部会レベルでやっていたことをやってもいいと私は思っている。

ですから、それを一応やってみて、それでどうしてもこの十数名全員の中では、かつて部会で相当濃密にやっていたような議論はややもすれば薄くなってしまふ心配が出たときは、また、その段階で私達がお互いに相談して軌道修正をして、前の良かった点をやれるような形に持っていけばいいのかなと思っています。

ですから、個々のスタートの時点では、事務局原案のように、第4項、委員会に必要な応じ部会をおくというこの条文でやってみたいなと思うんですが。

委員：真っこうから反対する訳ではないのですが、今日の公共事業の評価そのものが問われているというか、置かれなきゃいけない状況というのは、ある意味では、近代性というか、専門性というかそれに対する信頼が大変揺らいでいるところにひとつはあるというふうに私は感じております。ここで新しくこの部会という言葉で置いている言葉がすなわち過去に4年間やってきた部会を必ずしも意味しないで、この中で新しく違うメンバーでこういう部会を形成したということでも面白いのではないかと思います。それぐらいに多様な意見を課題ごとに委員長ないしは事務局ないしは個々の委員の発案でもって部会を形成してもらおうという意味は、そういうところにあるような気がいたしますので、これでやってみてはどうですかね。

委員長：大勢としてはそういう意見でやってみましょうよということのように判断しますので、進めさせていただきたいと思います。

その他では、先程の事務局の説明で、この運営要領の中で大切なことは、第3項に会議の公開性を原則とするところがございます。これは当然、時流の流れとして、委員会の会議は公開して行うことで、原則公開はよろしいんじゃないかと思います。ただしという但し書きはしごく当然のことでございますが、但し書きが出てくるような場面があったときはその場、その場で委員の協議によって、非公開の話もするということは残っています。

他にございますでしょうか。先ほどの事務局がお話しされた内容についてでございますけど。

委員：これはどこでお話すればよろしいのかわからないのは、資料5の、点検評価基準です。点検評価基準というものに沿って資料をお出しいただいているが、点検評価基準に沿って、これのマニュアルで評価をしていくということについて、そもそもの基準をどうすればいいかということについて委員会はどういう関わりをもてばいいのかということを少しご検討いただきたいと思います。

例えば1番の事業の進捗状況のところ、AAとなっていますと、下の総合評価で非常に高い評価で継続というものにつながっていく。例えば進捗に遅れがあるということは、評価としては、進捗状況評価では低いと認定されます。しかしながら、この事業の位置付けの中で進捗にたとえ遅れがあっても、その重要性、つまり、2番では変化でございますが、3番も変化でございますが、その事業の位置付けが高い、非常に高い事業で県民が必要と

している事業なんだけれども、進捗に遅れがあるというふうなことが自動的に、下の総合評価では、評価ランキングでいくと下の方に位置付けられるという仕組みにセットされている。

それから、第2点は、3番の費用対効果分析の要因変化の中で、そもそも、費用対効果が高い水準でスタートしてしかしながら社会的な現象の中で、若干低下したというものはこの中ではやや低下しているので、Bにランキングされることになる。ところが、そもそも費用対効果が高い水準で運営されようとしたものが、どこで評価されるかといいますと総合評価の2行目にあります、評価に当たり特に考慮すべき点ということが最後に総合評価で取り上げられるという状況でございます。

その点、いま私がかが申し上げましたことを、この評価基準というマニュアルにそってポンポンとやっていきますと、この2行目の評価に当たり特に考慮すべき点とうことが、総合的になにか付記される事項のようにイメージされますと、これからの委員会の進め方において少し危惧される部分が生まれなとも限らない。

そこで、この点検評価基準の位置付けをどのように委員会として捉えるかということ、事前に話し合ってから審議に入っていただいたほうがよろしいのではと思います。

委員長：いかがでしょうか今のご発言は。

これは、具体的に、2枚前の様式の2で、書式がございます。事業別調書というところにAAからA、B、Cとありまして、各カテゴリーに分かれているわけですが、重み付けの話なんですね。これをどういうふうに、ハードルというかスコアというか考えていくかというのはかなり難しいことだと思う。私の経験でもここをどうつけるか、非常にコンクリートにやってくと一見とってもシステムチックに判断して通信簿のように80点でAAとか、そういうふうに点数制で出てくる県もあるんですけど、それはそれである意味非常に融通性がきかなくて、その地域、地域の持っている特殊性なんかをどういうふうにスコアに反映していったらいいかという、難しい点も出てきている。

私の提案は、今回は私ども2年間委嘱されて作業に入っていくわけですが、事務当局は、お手元にある27件については、全部、現在の基準でスコアをAAとか、Bはないんですが、いろいろ付けてこられた。とりあえず今年は、この27件については私ども個別にきちきちと審議をしていきまして、今、危惧されているようなことも確かにでてくるかもしれません。その場合に、来年度に対してきちっと評価基準をこういうふうに改訂したいということ、委員会として県当局に申し入れをして、改訂なり修正をしていくということをやっていた方が現実的なのではないだろうかと思うんですが。

委員：まったくそのとおりに、運用させていただきたいと思います。

その意味で、特に考慮すべき点ということについて、委員相互に注意しながらお話を承るといいうふうに考えていきたいと思います。

委員長：各委員におかれましては、ただいまの発言は、非常に重要な指摘をされておりますので、これから個別審議に入るときに、どうぞ、県が今年出された資料のようなAA、A、Bとかでできますけど、そういうスコアの付け方で果たして、正しく現場を評価しているのかどうかということも意識しながら意見交換をやっていきたいということにご留意していただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

他にございますでしょうか。

委員：それに関連しまして最終的な評価のところ、継続と見直し継続と中止の3つになっています。資料2のところ、国土交通省の所轄公共事業に関しては、「休止」が削除された。農林水産関係のやつは休止というのは今でも残っているのでしょうか。

事務局：国交省はなくなりました。農水省の方はまだ残っています。

委員：そう私も理解しております。

したがいまして、農水関係の書式のところには、休止の項目が入っていて当然ではないのかなと思うのですが。

事務局：休止というものが、対応方針のところでないということになってはいますが、様式を作る際におきまして、統一性という観点から休止というものを盛り込まなかったわけですが、その判断によりまして休止というような場合が出ましたら、様式でございますので、それは修正すればよろしいのではないかと考えます。なくしたのは、様式の統一とうような観点から、とりあえずこの様式上設けてなかったというだけでございます。

委員長：それでいいんですか、それまずいんじゃないですか。一応3つのカテゴリーにして、継続か中止というふうに分けているわけですね。2つ以外を全て見直し継続というところに入れて、それでやっていこうということ。

農水でいうところの休止も見直し継続というふうに理解していいんじゃないですか。県当局は。それを、そういう場面が出てきたらそれは休止というようなカテゴリーを新たに入れてやってもいいと思いますというのでは、どうですかね。

委員：委員会の意見を全面的にきちっと県は受け止めますけれども、県は県としての対応方針というのは別途あってしかるべきです。

委員長：県はそれでいいんですか。きちっとフォローしてくれましたけど。

事務局：県の対応方針とすれば、統一性というふうなこととすればこの3つだろうと、この継続か、中止と見直し継続かというなことで事務局としては整理したと。そして、委員会の方で休止もありうべしという話になりますとその委員会のご判断になる。

委員：ここは、はっきりしたほうがいいと思います。3つにするなら3つ、4つ目加えるなら加える。それを基にして委員会が判断していかないといけないですから。これから、変わっていくと思いますよ。発言の仕方が。3つでいいと思いますけれども。

委員長：どうでしょうかねそこのところは。今、フォローされた内容は、県はその3つで判断するんだけど、この委員会の中ではいろいろやっていく中で休止という言葉が使われて休止という意見書が出ていっても委員会としての結論はそういう結論がでてもよろしいんじゃないでしょうかということですが、そうじゃなくって、やっぱり、この3つでいいという意見。

委員：資料を審議して行かなければならないと思います。途中で議論がおかしくなって休止にしようかと切り替わっていくわけですね話が、それだと、收拾がつかなくなると思います。

委員：昨年、土木水産部会の方でそれに近い例がございました。それは、砂浜の砂がだんだん削られて行っちゃうと、それに対して、10基の防波堤を造るということで、5基まで造ったところでだいたい目的は達したんじゃないかと、ずっと調査を続けた結果です。あとの5基については様子を見ようと判断した事例がございました。それは中止ではなくて休止だと思います。現実にそういう事例がございましたので、私はこれにちょっと気にしております。

現実にもし、農水省の方でそれがあるのでしたら、書式を全部統一する必要はないんじゃないかと、農林水産関係には休止は入ってもいいかと、国土交通省のやつには休止がなくてもいいかなと思います。

もし、この委員会で休止という判断をした場合に、県の方でそれを中止にするのか、継続にするのかということと、どなたがどういうふう判断するのかという問題がで

てくるんじゃないかと思うのですが。

委員長：どうでしょうか事務局。今のようなご意見ですが。具体的に前年度までの審議のなかでそれに近い事例があったそうですよ。

委員：元村委員の意見、その通りだと思います。これだけ多くの公共事業を評価しようというわけでね、すなわちそこには質の違うものがたくさん入っているということなんですよ。

だから、省庁でこれまでは、諸省でもって違いが当然のように出てきた、しかし新しい時代の中では、これは同じ枠組みでも評価できるじゃないか、あるいは全く違う評価軸を設ける必要があるじゃないかっていういろんな意見が出てくる、まさに、過渡期的な状況に現在あると思う。これまでずっと引きつづきある枠組みで理解してきたものが全部だめだってわけにもいきませんし、それの方がむしろ妥当だっていうことがあると思います。そういう意味で、質の違いを大事にしながら、しかし新しい枠組みの中で統一的なやはり国民が理解できる枠組みをなんとか打ち出していきたいという、いわば、難産の時期ですから、対応方針の違いがこの委員会と県の中にあっても、従前にこの委員会の意見を踏まえていただけるかどうかという、ここが重要なところであって、行政に対してそんなに何でもかんでも、あなた方何にもできないじゃないかっていう姿勢は、私はかえってけしからんというか、プロに対する信頼というのは我々が助長して作って行って、一緒になって考える姿勢こそが大事だと私はそう思います。

委員長：方針を出せばいいんですから。今、委員がご心配されて発言されているような状況が出た場合に、事務局としてこうしますということを書いてくれば、それでいいですよ。

事務局：事務当局といたしましては、国の要綱に基づきまして再評価していくという基本がございます。そういうこともありまして、この3つにしたというのは、休止というのにも条件付きで見直しの一種なのかなというのもありまして、それを集約すれば、国交、農水の統一をとろうとすれば、この3つになるという発想があったわけです。

ただ、確かに、先生方おっしゃられるとおりでありまして、農水の場合で休止があるということも現実でございますので、国の要領に基づいて、さらに、さまざまな対応をしていかなければならないということでもありますので、大変申し訳ございません、ここに農水関係の場合は休止をひとつの選択しとして盛り込むような形で様式を変えてみたいというふうに考えております。

委員長：ということだそうです。それでは委員におかれましては、農水の今の説明の中の十いくつが、休止ということも場合によってはあり得るということを念頭におかれてください、という事務局側の説明でございました。

それでは、かなり中身のいろいろな議論が出て参りましたけれども、ただいまのようなお話を踏まえて、今の最後のひとことで、休止というところがあり得るということが入りましたけど、そのほかの部分につきましては、事務局からご説明いただいたような運営要領でやっていくということで、本委員会では決定してよろしゅうございますか。

はいありがとうございました。

【休憩】

【議事再開】

6 審議

委員長：それでは、再開させていただきます。

委員長：資料の9をご覧頂きたいと思います。資料の9に一覧表にしていますが、今年度は全部で27件を再評価の対象ということでリストアップされています。既にご案内の通りですが、念の為にですね、どういう基準でここにリストアップされたのかという事につきましてはどうですか、お手元の資料の3、再評価実施要綱第3項に再評価を実施する事業及びその実施時期は云々という事で、(1)、(2)、(3)と書いてございます。県当局としましてはですね、この第3項に基づきまして、全部洗い出した所、資料9にあるような27件がリストアップされたという事でございます。それでは、各担当部局の方から、この事について、ご説明頂きたいと思います。時間の関係もございまして、ご説明される方は出来るだけ簡単にと言いますか、次回に詳細審議をするのに必要な、基本的な事だけお話し頂きたい。次回詳細審議となりますので、各委員におかれましてはその詳細審議の方に持ち込むのに、ふさわしい案件と言いますか、事業課題であるかどうかと言う事を視点におきながら、ご質問、ご確認頂ければありがたいと思います。宜しくお願いします。それでは一番から順次、お願いしたいと思います。どうぞ。

【林政課】

《No. 1》

林政課：農林水産部森林土木専門監の清水と言います。宜しくお願いします。林政課が所管公共事業のうち今回再評価の対象となっております3件の治山事業の概要についてご説明致します。それでは、公共事業再評価調書、1をご覧になって頂きたいと思います。最初の事業の概要でございますが、この事業は、東通村尻労地区で施工している復旧治山事業です。豪雨で発生した流出土砂等から、下流にある尻労の集落、或いは漁港、こういった所を保全する事を目的としております。再評価の対象となった理由ですが、これは長期継続5年以上やっているという事で、終了は平成16年度となっております。主な工事内容ですが、谷止工5個他、そこに書いてある通りです。採択事業費は3億2,600万となっております。

次に評価指標及び項目別評価でございます。事業の進捗は全体計画に対し80%、年次計画に対して107%となっております。阻害要因のない事から、評価指数をAAと判断してございます。

次に社会情勢の変化でございます。これについては、採択時、再評価時において、特に変化はございません。必要性或いはその緊急性、重要性、変化がないことから、評価指数をAと判断してございます。

費用対効果分析でございます。治山事業における費用対効果分析、これは水源涵養便益、或いは山地保全便益、環境保全便益、或いは災害防止便益でございます。今回はこの地区は災害発生地区ということで、災害防止便益を使っています。それで指数は1.99となっております。尚、費用対効果分析で、再評価のみ記載してございますのは、治山事業の場合は平成11年度から費用対効果分析を行われている為です。それでは工事の状況について〇

HPで説明致します。写真上の方が土砂の崩壊状況でございます。溪流の上部から土砂、土石流が流れてきています。下の部分が事業実施後の状況です。この考慮すべき今後の措置としまして流れてきた土砂、この自然石を利用して流路工を作っています。この工事はコスト縮減、或いは自然環境に配慮しています。林政課としましては事業施工地下流に集落、村道、或いは漁港等が保全対象でございます。地域住民の災害に対する不安を解消する為、継続という考えです。1調書については以上でございます。

委員長：はい、ひとつづつ確認していきたいと思うんですが、只今の説明で何かご質問ございますか。治山事業でございますね。東通村。どうぞ。

委員：この地図を見ますと、ちょっと漁港が外れてますよね。だから直接漁港にはあまり影響ないんじゃないかと思ったんですけど。それと戸数がこれ2戸のみでしたか。

家屋の問題があるので。保全対象ですね。直接的な配慮。

前の横の方からみると、あまり影響がないような気がする。それで、条件がどうなっているのかなという気がしてたんですけど。以上です。

林政課：わかりました。まず第一点のご質問、漁港から離れているのではないかというご質問ですが、お手元の資料の写真ちょっとご覧になって頂きたいんですが、資料のですね、すいません下から3枚目でございます。尻屋地区の漁港から見たですね、溪流の状況を示してございます。このようにですね、離れているという観点、どの辺まで土石流が流れていくかですね、これ非常に議論難しいところなんですけど、土石流が発生して、その土砂がですね、海に流れ込み、それがやがて漁港施設にですね、被害を与える恐れがあるという判断をして、我々はそれを保全対象に加えてございます。それから保全対象として直接的な人家は2戸という具合にカウントしてございます。

委員長：宜しゅうございますか。それじゃ2番お願いします。

《No. 2》

林政課：それでは続きまして、評価調書 2 お願いします。この事業も同じく東通村で実施している事業です。地区名は尻屋地区ですが、これは治山事業の中で、雪崩防止森造成事業というものでございます。斜面下部に点在する尻屋の集落、これを雪崩の被害の防止、軽減を図る事を目的としています。この再評価の対象となった理由ですが、やはり長期継続によるもので、終了予定は、平成18年度になっています。主な工事内容としては雪崩予防柵、それから雪崩雪び予防柵、そういったものでそこに記載している通りです。

次に事業の進捗ですが、全体計画に対する進捗が67%となっています。又年次計画に対する進捗率は117%となっています。阻害要因も特にない事から評価指数、これをAAと考えています。

次に社会情勢の変化についてですが、計画時、再評価時において、やはり必要性、或いは重要性、それから緊急性等に変化がない事から、先ほどの要領に基づいて評価指数をAと判断しています。

次に費用対効果分析ですが、これについては、災害発生箇所では災害防止便益を使っています。その結果その指数はですね、3.82となっています。これも先ほどと同様に治山事業の費用対効果分析が平成11年度から開始されてございますので、計画時に対する比較は出来ないようになっています。

次に雪びの状況等についてOHPで説明致します。下に見えますのが尻屋の集落です。上の方が雪びができています。斜面の真下の方に集落等があります。それから下の方は雪び予防柵とか、雪崩防止柵を設置している状況です。

その他考慮すべき項目ですが、植栽木保護の為に木材を使用した防風工、或いは黒松等の植栽も行っています。出来るだけ自然景観、木材を使って、鋼製暴風柵について、これは鋼材ですが、その他は出来るだけ自然景観に配慮するように工夫はしています。林政課としましては、集落村道等の重要な保全対象なり、地域住民運動の雪崩に対する不安感、これを解消する為にですね、継続という考えです。以上です。

委員長：はい、ありがとうございました。同じく東通村の雪崩防止でございますけど、ご発言、ご質問どうぞ。

委員：これ、当初15年終わりの予定が1回変更と言う事ですね、この変更理由はどのようなことでしょうか。

林政課：はい、岡田先生ご存知の通り、国全体の公共事業、それから青森県全体の治山事業の予算もですね、減少している中で、山地災害危険地区、或いは雪崩危険地区とですね、そういった手配をしなければならない箇所は多数ございます。そういったものの中でですね、緊急性の高いもの、そういったものを出来るだけ多く手掛けていく為にですね、予算も若干減っています。そういった中で事業年度を延長しています。以上です。

委員長：どうぞ。

委員：雪び防止の木柵がございませぬ。これは木材使った場合に、防腐剤使って腐敗防止をやるんだらうと思うんですけどもね、これは恐らく15年間、それ位しない間に、こう壊れてしまって、問題が出てくるのではないかなと思うんで、その辺をもう少しこう考えたらどうかと思うて。

林政課：すいません、もう一度OHPお願いします。すいません、私の説明がちょっと悪かったんですが、今、写真でご覧になって頂いてる直接的には雪崩を抑える防風柵につきましては、これ鋼製でございます。この周りにはこの下の周辺に植栽しているんですが、その植栽木を保護する為のものについてはですね、木材を使った防風工を設置してます。大変失礼致しました。これについては、鋼材でございます。それ耐用年数は50年という事ですね、成林するまでの期間、約50年間で成林して、雪崩防止機能を発揮しますので、その間の機能を働かせるという観点から50年と言う耐用年数で想定しています。以上でございます。

委員長：他にいかがですか。ありがとうございました。次は金木町ですか。水源森林総合整備事業ですね。どうぞ。

《No. 3》

林政課：それでは、再評価事業調書 3をお願いします。この事業の概要でございます。この事業は金木町中柏木地区で施工している、治山事業の中のひとつです。水源森林総合整備事業という事業です。これは森林の水源かん養機能、これを発揮させて水資源の確保、それから県土の保全、これを図る事を目的としています。再評価の対象となった理由ですが、これもやはり長期継続によるもので、終了予定年度平成15年度を予定してございます。主な事業内容でございますが、森林整備161ha他、貯留、流水のですね、貯留等を図る浸透促進を図る為の透水ダムと、その他の事業、工種については、それに記載している通りです。

評価及び項目別評価です。事業の進捗ですが、全体計画に対する進捗、これは81%になっています。又年次計画に対する進捗95%になっています。阻害要因のない事から、評価指数をAAと判断しています。

次に社会情勢の変化ですが、会期計画時と再評価時において、必要性、例えば水の安定

的な供給や濁水対策、或いはその重要性、土砂の流出防止、或いは水面かん養機能の向上について、特に変化がございませんので、評価はAと考えています。

費用効果対分析ですが、これについては水源かん養機能、水源かん養便益を使っています。その結果指数は1.43となっています。

森林の荒廃状況、或いはその整備の状況等についてOHPで説明させていただきます。上の写真が杉の人工林、間伐、枝打ち等の手入れがされていない状況です。これに対して治山事業で、こういう具合に間伐を実施しまして、植栽等下草等が生えるようになってきています。こういう具合に人工林の手入れを要することによって、その出来るだけ森林の水源かん養機能、これを高めていきたいと考えています。

その他のこの工事の考慮すべき点ですが、こういう具合に発生して、間伐材、この間伐につきましても、出来るだけですね、土砂止めをする為の柵工、こういったものに使用してございます。又広葉樹の不良木についても、椎茸の原木、そういったものに使用して、出来るだけ資源の再利用と言う観点からも進めています。この中柏木地区の恒久的な水資源の確保。或いはその復旧整備を図る点から、継続という事で考えています。

委員長：ありがとうございました。どうぞ、ご質問どうぞ。

委員：終了年が15年度という事ですから、今年、来年なんですが、現在の進捗状況全体で81%と、その隣、右隣に記載しております、年次計画95となっておりますが、これ今年度だろうと思うんですが、その辺の確認と共に、その下段の方にですね、予算の動向で、今後国の関係ですが、構造改革等によって、公共事業の減少と記載してあるんですが、この辺の見通しなんか、どういうもんですか。お願い致します。

林政課：これらの個別に上げですね、この事業種目について記載しているものでございます。72.3それに対して県は99.0国全体とすれば、水源管理を森林総合整備の事業につきまして、予算は減少してございます。ただ青森県ではですね、地区数、これは県内で6地区実施してございます。そういった観点もありまして、この水源管理の機能、この水源森林組合整備事業につきましては、ほぼ対前年度並みの予算を獲得しています。ですから、我々とすれば予定年度ですね、平成15年度には、間違いなく終われるものと確信しております。以上です。

委員長：どうぞ。

委員：参考の為教えて下さい。関係する森林面積全体で何町歩かという事と、その中の保安林種、保安林面積について教えて下さい。

林政課：この地区全体の森林面積はですね、317haでございます。正確には失礼しました。317.4haでございます。それから保安林種ですが、土砂流出防備保安林になっています。保安林面積は174.8haです。約半分が保安林です。

委員長：他にございませんか。はい、ありがとうございました。林政課担当は以上3件でございます。

【農村整備課】

委員長：続きまして、農村整備課、これが一番多いんですが、トータルで今年度15件、15事業が上がってきております。それでは順次4番からお願いします。

《No. 4》

農村整備課：農村整備課の水利班長しております、若佐と申します。それでは調書の4番、森越地区畑地世総合整備事業につきましてご説明申し上げます。

まず森越地区の事業概要でございますが、ここに写真が出てますけれども、主に農道は1

6路線、8.5kです。それから農業用の排水路が3路線で1.8km、これを整備して平成15年度に完了する事で進めております。計画全体に対する事業進捗につきましては、平成14年度時点で90.3%となっております。ほぼ計画通りの進捗と考えております。

それではちょっと前後致しましたけれども、位置関係について説明致したいと思います。まず三戸郡の中央、ほぼ中央にございます、名川町、この名川町の北東部です。北東部どちらかと言いますと、八戸側に近い方なんです、そのこのエリアに森越地区があります。馬淵川は南西部から北東部に流れていると、それを左岸の丘陵地帯、約124haがこの事業の受益地となっております。地域はこちらに緑ちょっと見ずらいんですが、緑の線がございまして、これが主要地方道に名川階上線が貫通しております。それからこの茶色い部分が、県道の上名久井三戸線と、非常に幹線道路が付近を通っております。それからちょっと見えないんですが、これが広域農道が通っているという、非常に道路事情は宜しいんですが、それを今幹線道路と農地を結ぶ農道が、非常に昔ながら狭い、砂利というか、土の道路という事で、農業経営に大きな支障になっていったという事です。

それから社会経済情勢に移りますが、名川町はご存知かと思いますが、寒暖の差が非常に大きいく、ほとんどの平地がございません。丘陵地帯です。という事から、以前から、さくらんぼ、りんご、そういう果樹の栽培が盛んに行われていた地域です。名川町はこのような農業の特徴を活かしながら、近年グリーンツーリズム、農山村でゆっくり余暇を過ごすという運動でございまして、そういう運動を推進すると共に、観光農園や果樹オーナー制度を取り入れて、そういう事で観光農業を町おこしの大きな柱と位置づけております。このような背景から町では、樹園地の整備等に非常に力を入れてきたものです。それから今年の5月には、名川町農業観光振興会を設立いたしまして、通年の観光農業を目指しております。こういうことから本地区での事業の必要性は非常に高まっていると認識しております。

費用対効果につきましても、当初と変わらないと、我々伺っております。

以上からの平成14年度の完成に向けまして、継続して実施して完了したいと考えております。

委員長：はい、名川町ですね、どうぞ、ご質問。宜しゅうございますか。それじゃ、5番、大鰐ですか。どうぞ。

《No. 5》

農村整備課：続きまして調書の5番です。早瀬野地区地域用水環境整備事業です。

まず早瀬野地区の事業概要ですが、ダム湖周辺の公園施設整備、これはせせらぎ水路ということで我々整備しております。その他に遊歩道、トイレ、それから東屋、駐車場等、その他にダム湖をぐるっと周回する道路工を8.5kmの舗装をしております。これを平成15年度に事業を完了する事で現在進めております。

計画全体に対する事業の進捗は、平成14年度時点で88.9%となっております。本地区につきましては、大鰐町の財政事情が非常に厳しいということで、それに影響を受けまして、大きく事業期間が延長になってございます。そういう事で評価はBとなっておりますけれども、平成12年度からは、町は重点的にこの地区に予算措置しております。そういう事で平成15年度に事業を完了する見込みとなっております。

位置関係について説明申し上げます。早瀬野地区は大鰐町の中心街がちょっと北側の方にありますが、大鰐町から岩手、秋田県境に向かって、石の塔というのがここにあるんですが、その中間に位置する所の早瀬野ダムを活用しながら本事業を進めているものです。

この早瀬野ダムそのものは、昭和44年から63年にかけて、国営事業で築造されたダムです。

社会経済情勢についてですけれども、町ではこの早瀬野ダムを町の名称のひとつとして位置づけております。それから地域周辺の景観ともうひとつの名所、先程の石の塔でございますが、その辺の自然の景観等を非常に活用しながらですね、今後も散策、都市住民の散策や、サイクリング、中高生のマラソンなどの場に活用するという事で、地域の活性化を図ることで現在進めております。最初の写真は今年の6月4日に大鰐の保育園の子供達がつつじを植えていると、この公園の中につつじを植えているという写真でございます。このように町民による地区との関わりが進んでいます。本年度からは学校の週五日制が始まったということから、今後は自然学習等の場として、必要性が益々大きくなるかと考えております。そういう事で評価をA Aとしたものでございます。

以上からも平成15年度の完成を目指しまして、継続して事業を実施したいと考えております。以上でございます。

委員長：ご発言、どうぞ。

委員：社会情勢の変化がA Aという事で、それが費用対効果が増えているという、それで費用対効果の所を見ると何も無いのは、これはどういう事なんだろう。

農村整備課：本事業は土地改良法に基づかない事業ということで、農家の同意も不要ですが、この事業そのものはですね、採択時点では評価、効果算定事業になってない事業でした。

委員：社会情勢の変化の所がA Aの根拠として、Bが増えたという事をおっしゃられましたよね。その所をちょっと。

委員長：必要性が高まっていることの説明の部分ですよね。後ろの(3)の所、全部空欄でしょう。なのに前の(2)のA Aという判定をしている理由の所に、効果が高まったという、あなたがそういう表現をしたので、佐々木委員は、何をもってそういう表現をしているのかというご質問です。

農村整備課：申し訳ございません。地域の町としての地域の評価が高まったという事で、今回につきましては、申し訳ございません。私は説明がまずかったと思いますが、費用対効果の算定につきましては、対象事業になってないという事でございます。

委員：すみません、ひとついいですか。2の事業の進捗状況、これBで宜しいですか。要はこれはですね、事業の、継続の場合は先程お話があったように、A Aないしは3つともAのみの場合を継続としたいと、こういう事だったですね。

農村整備課：ただ、事実は着工時点では7年度に終わらせるという計画だったわけですが、やはり先程ご説明申し上げましたように、大鰐町の財政が非常に厳しいという事で、平成8年、9年はほとんど事業が実施できなかった状況でございました。ただご覧の通り当時は大鰐町はこういう観光事業で町おこしをするということで、非常に力を入れている地区でございますし、先程申し上げましたようにですね、石の塔という隠れた名所がございますが、それと早瀬野集落とですね、早瀬野ダムを大きな観光資源と考えている。これには変わりございません。ただその地域の財政の事情で8年度、9年度、その前後が若干事業が出来なかった期間があったという事で、当初よりかなり工事期間延びたという事でBの評価にせざるをえなかった、ということでございます。

委員長：そうすると、長谷川委員からあったように、(5)の特に考慮すべき点、このあたりにきちっと調書として書き込む必要があるんじゃないでしょうかね。お話はわかりました。宜しいでしょうか。はい、どうぞ。

委員：今のBというのは、事業の年次計画に対する進捗に遅れがあるが、阻害要因の解決の見込みがあり、進捗の改善が見込まれるものというのは、つまり、阻害要因、一つ目は進

捗に遅れ、且つ阻害要因が現在はある。だけど、解決の見込みがあるというふうに読めるわけですし、今の場合は阻害要因があるんでしょうか。

農村整備課：もうなくなりました。

委員：そうなりますとですね、事業の進捗状況の評価基準の資料5に書いている文でいいますと、Aでもですね、阻害要因はあるものの、解決が容易でというランキングなんですね。ですからその辺ちょっとBに位置づけられた、なんと言いますか、非常に謙虚な評価だと思っただけでも、その辺少しこの委員会としては、十分それをしかもその来年度、15年度にはその作業を終えようというふうな事、進捗状況がもう90%近いという事を理解しながら、これを承る必要があるというふうに思います。

委員長：はい、ありがとうございます。助け舟のような長谷川委員の発言があり、確かにですね、(5)の評価に当たり、特に考慮すべき点という所の、地域特性という所もこの文言を読んでいると、前の方のB判定をした事に対する釈明というか、そういう事が全然出てきてないよね。やっぱり特にBという事でやるのであれば、それなりの事をこの地域特性という空欄の中に、かくかくしかじかでBであったけれども、今長谷川委員がフォローしてくれたような形で、15年度には予定通り終わるんだというふうな書き方してもらえれば、皆さんに素直に見てもらえたかなという感じでございます。はい、それでは他に宜しゅうございますか。どうぞ。

委員：このダムの周回道路ですね、片側にのみ整備させているやに賢察致しますけれども、予算の関係で一部分という事になったのかと思いますが、重点的にここを学童の総合学習の場とかという事で今後活用していくという事を考えれば、この道路の将来的な整備を更に進展させていくというような町にあるのかどうか、又町の予算がらみで事業が遅延しているというお話がありましたけれども、まもなく又大鰐町も町長選挙があるようでもございますし、そこまで立ち入る必要はないものの、本当に町の方針がどうなのであるかというのは、大鰐町というのは、勿論そのひばの国を中心にしてですね、青森県内一の森林県というか、そういうイメージで売っておりますけれども、ここも次の大きな拠点になるはずでございますから、お伺いした次第でございます。

農村整備課：この位置図の青い線がございますが、この部分はまだ本事業の計画にあるんですが、

まだ実施していない部分なんです。これは15年度までに舗装する予定になっております。この舗装して本事業を終わらせると。そうです。ぐるっとまわる形になります。そういう計画で現在進めております。

委員長：他にございますか。どうぞ。

委員：県の方の予算、(2)の社会経済情勢の方の予算動向で、県がとて346%という破格の予算を投じているのは、やっぱりこれからの週五日制の対応という事もあるのかなと思って拝見していたんですけども、次の(5)の評価の当たりというところで、ひばの国迎賓館と、既存の施設の活用が見込まれるという事あります。実は私、行ったことがなかったんです。弘前に住んでいますが、現在ではこの施設というのは、どの位の割合で利用されているのかという事をお伺いしたいと思います。というのは、先程も大鰐の子供達が使われている様子はあったんですが、弘前のいろんな近郊でも総合学習とか、体験学習を見込んで、いろんな講座を作ってるんですが、なかなか人が集まってこない。アクセスの問題もありますし、内容の問題もあるんですね。じゃ現在どの位の状況で、将来的にどのように展開されていく、もし見込みがありましたら、お知らせ下さい。

農村整備課：これにつきまして、大鰐町の担当の方から確認をとっていますが、このひばの

国迎賓館と、もうひとつ木工製品を展示するギャラリーこかげというふたつの施設で運営しているようです。わにもっこ企業組合という組合法人が運営しているんですが、まず体験学習者は平成11年度で910名、それから平成12年度で765名、昨年度は794名ということで伺っております。それ以外に、このギャラリー等を訪れた方は、昨年度は1,450名程ということでお伺いしております。以上でございます。

委員長：他にございますか。はい、どうもありがとうございます。それじゃですね、次ですね、今6、7、8、9というのは、ほ場整備ですよ。これどうですか、ほ場整備一括全部やります、それとも今までのように一つずつやります。質問とか。どうしますか。一つずつの方がいいですか。それじゃ、6、7、8、9は全部ほ場整備ですが、地区毎に質問をやっていききたいと思います。まずは蟹田でございます。どうぞ。

《No. 6》

農村整備課：農村整備課ほ場整備班の黒滝と言います。宜しくお願いします。緊急農地集積ほ場整備事業4地区について説明しますが、その前に大変申し訳ございませんけれど、調書にちょっと訂正がありますので、先に訂正をお願いしたいと思います。4地区同じです。それは調書の(2)の社会経済情勢の変化の中の、社会的評価その全国の欄ですけれども、食料・農業・農村基本計画12年度における云々、平成13年度の中で、とこうありますけれども、それをですね、食料農業農村基本計画平成12年度において、食料の安定供給の確保という形で続けてもらいたいと思います。ですから、その中が抜けると、「ける目標の実現から、中でまで」が削除になりますので、そういう形でひとつお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。それでは、蟹田地区についてご説明致します。

ここの地区は平成15年度最終目標年度として現在進めておりまして、ほとんど区画整理以降、これはその田んぼを大きくして、生産性の向上とか、コストの低減を図るという形です。

暗渠排水については、転作や大型機械を考慮したものでして、それから客土工については、作物の生産の土壌の耕作土の厚さを確保するという事で事業を進めてございます。あと残っているのは、補完工事で、田んぼが不当沈下したり、軟弱な所を残すのみという形の計画になっております。

それで評価項目の事業の進捗状況ですけれども、現在では98.5%、年次計画においては94.9%、ほぼ計画通り実施できるということで、Aの評価をしております。

それから社会経済情勢の変化についてですけれども、その前に写真出てますけれども、これが整備する前、こういうふうなちっちゃい田んぼを1町歩なり、3反歩以上の面積が3分の2以上の計画で実施しております。生産組織には農地の集積とか、今後麦、大豆の本格的な生産の定着拡大という事で、従来にも増して進めていかなければならないという事から、評価としてはAAの評価をしております。これが作業の状況写真です。これ大型の機械で耕起、それから代かき、それから田植えとこういうふうな形で現在行っております。

費用対効果については、当初1.09に対して、現在は1.15という事で、若干向上しておりますので、AAの評価という事にしております。それからB/Cがそういうふうな形で上がっているということでAAと、それから今後考慮すべき事項ですけれども、ここの地区はさっきの図面の通り、八つに分かれたんですけれども、やはり後継者がいない、これから農業をやっていく地域集落を守っていききたいという方が、やはり貸すにしてもその整理をして貸したほうが地域の農業を守っていけると、そういう熱意のものがありました。それが

ら環境に配慮するということでは、調書の中には書いていないんですけども、現況のため池、ここに四つあるんですけども、ひとつはその県営で整備をした、その他のちっちゃいため池については、全然手を付けないという形のもので実施しております。以上総合的にその検討して対応方針としては、継続という形の判断をしております。以上でございます。

委員長：はい、どうぞご発言。

委員：質問です。この整備事業は、この調書を見ますと、稲作の為の整備をするんでしょうか。そしてですね、その後を見ますと、大豆とかにですね転換をすると書いてあって、あと集積化を図るという事なんですけど、形として整備するんでしょうか。それとも稲作の田んぼとして整備するんでしょうか。

農村整備課：今は汎用耕地化と言いまして、田んぼにもそれからその転作にも対応できるような田んぼという形です。

委員：はい、そうしますと、整備目標として、水田整備率が74.6%と書いてありまして、それ以外の事は書いてないんですけども、事業の概要の所ですね、水田。

農村整備課：これ整備目標、これは県全体ですね、整備目標がその74.6%という目標年次は平成18年度のやつです。

委員：県全体なんですか。この事業に関しての。この整備率ではないんですけど。

農村整備課：現在、ほ場整備についての、整備事業についてはですね、県全体としては、今現在30a以上については、51.6%になっております。ですから18年度までに、74%という74.6%ですか。

委員：というのは、そうしますと、ここに書いてある青森県新農業農村整備長期計画の目標が、平成18年の目標に対して、県全体の74.6%が整備されたという事ですか。この事業。

農村整備課 それを目標にしているという事です。

そうするとこの事業の整備の目標と言いますか、それに対してはどの位整備されたかという数字は出てないんでしょうか。

農村整備課：13年度までの現在ですね、このほ場整備というのは、今までもいろいろ名前が変わってきていますけれども、ほ場整備としては先程言いましたように、56.1%が30a以上で整備されてきたと、県全体で。それから1町歩については、1.6%、1,300町歩位なんですけれども、全体からすれば。

委員長：ちょっと議論かみあっていませんね。

元村委員のご質問の整備目標という、この事業の概要という枠の中の整備目標という所に、こういう事を書くのは、やっぱりちょっとおかしいですね。これちょっと後で農村整備課の方で検討してほしいと思うんですけど。これは事業の概要ですから、この事業の中で整備目標はどうなっているかという事なのであって、今の元村委員の質問はですね、この地区の事業は一体どの位整備されたのですかという事です。下の欄に進捗状況の所にですね、計画全体としてみても区画整理は100%終わってますと、それから年次毎に見ても、101とか出てますから。

委員：それと合わないんですよ。それで聞いたわけです。ここの。

ですからやはり委員長がおっしゃるように、ここに県全体の整備目標が入ってくるというのが、何かちょっと異質な感じが致します。書き方としてはそう思います。これ他も全部そうだと思いますよ。

農村整備課：全部そうです。

委員：6番、7番、8番、9番のこのほ場整備は全部多分、県の目標値が全部書いてあるん

じゃないのかな。

農村整備課：はい、そうです。

委員長：ここちょっと後で資料の整理を必要とするんじゃないかな。書き方の。

これ課題という事で預かります。

委員：後継者と地元の人から熱意が示されたという、それは具体的にデータとしてあるんでしょうか。示されたとか、感じたとかというのは、どうにでもできるんですけども、そういう資料あったら出していただきたいんですけど。今の説明だと判断出来ないです。

委員：全く関連質問いいですか。全く同じ意味合いです。

2番目の事業効果の発現状況の所に、農地集積の増加率137.3、書いてありますが、この数字でいいのかどうかを含めてですね、今の点をご説明下さい。

農村整備課：事業要件が5点ほどあります。まず1つは30アール区画が3分の2以上ということに対しては、この地区は25.8町歩が30アール以上になっていますので、地区が32.9町歩ということからいけば3分の2以上をクリアしている。それから、受益面積が20町歩以上、これは当然確保していると。それから1町歩以上の区画の合計面積が受益面積の4分の1以上と。これは13.4町歩が1町歩以上になっていますので、これは40パーセントぐらいになっていると。それから担い手の経営面積概ね40パーセント以上増加することということで、ここで担い手への集積が現在14町歩になっておりまして、当初は7.5というものに対して21.5が今担い手になって、14町歩が増加しているということで、その137.3という数字が出てきます。それから受益面積の4分の1以上を担い手が経営することということで、これ今担い手に集積されているのが21.5ということで、65.3パーセントの経営になっていると。それから市町村がその事業費の5パーセント以上を負担するというので、この地区は10パーセント負担になっているということで、要件としては一応全部満足している形になっています。

委員長：その前の質問に対してはどうですか。

農村整備課：ここ、私も担当したわけですけども、最初はここに書いてありますように当初全体で同意率が100ということやってきておりますけれども、非常に先ほども言ったようにやはり農家の高齢者の人、それから担い手はいるんだけども将来担い手としてやっていく見込みが無いということなんだけれども、やはり道路も無いしということで、是非やって欲しいという形のもので、それにここが一応集落が2つあります。外倉山という部落と、それから蟹田の2つの部落で、経済圏、それから農作業等も大体一体的に行われているという形でこういうふうな8つに分かれているけれども1区として実施してきた経緯があります。

委員：そういう状況説明ではなくて、委員の質問は効果が多大に発現されたというのであれば、例えば、例えばですけど具体的に現地住民の受益者の方々とか地域住民を対象にアンケート調査をして、皆こういうふうなことがデータとして3Aぐらいのやつが出てきていますよとか、何か具体的なデータを事業所としてお取りになっていますかという質問ですけど。

農村整備課：データは取ってはおりません。けれども。

委員長：結構です。いいですか、そういうことで。皆似たようなものは沢山ありますので、後でまとめて。それでは7番、浪岡です。お願いします。

《No. 7》

農村整備課：浪岡町の吉野田地区です。この地区は平成17年度最終予定年度としております。区画整理が193町歩、暗渠排水もほぼ同じ、客土工もほぼ同じという形で事業を進めて、本年度この部分で大体区画整理は終わるといふ形のものであります。それで、評価項目の方に入る前に、ちょっと耕作の写真、これが区画整理前の状況の写真です。それからこれが区画整理後の写真です。それから、耕起している作業状況。それからあらぐりの状況。それから代かきの状況と田植えの状況。それからこれ普及センターさんの方にも入ってもらって営農、あるいは転作状況、転作の会議、それからこれは後で出てくる福左内地区でこういふふうにご大豆の転作をやっているものごですから、現地講習会も実施しているということごです。それからこれは転作の打ち合わせ会議、どこを転作するのかという会議等もやっております。こういふことで、今現在この地区としては進捗状況が80.1%。年次計画に対する進捗率が79.1%ということご、ほぼ計画どおりに実施できるということごから、Aの評価としております。社会情勢変化ですけれども、これも各地区大体同じなんですけれども、ここも生産組織による農地の集積、あるいは大豆等の本格的生産の定着・拡大を図っていくということご、従来にも増して水田の高度利用について高まっているということごから、AAと評価をしております。費用対効果については、当初1.19に対して現在は1.26ということごで向上しているということごから、AAの評価をしております。また考慮すべき項目としては、本地区は現状の9組織を1生産組織に統合してあります。統合したということごで農地の集積を図っていると。その余剰の労力については、ここはりんごも作っておりますので、収益の高いりんごの方へ向けられているということごです。それからここは平成13年度に実施したところの田んぼの落差が大きいところがあります。そういふところについては、土砂の流出防止のための緑化、これはネットを張り、芝ですけれどもネットとかピンは2・3年すれば土に返るといふようなものを使用してあります。それから溜池3つからの排水路ですけれども、この辺について曲がっているところはある程度カーブを修正するんですけれども、その残った部分について生物が住めるように今後考えていきたいということごで考えてあります。そういふことで、総合的に検討し、対応方針としては継続という判断をしてあります。

委員長：はい。どうぞご発言。はい、どうぞ。

委員：6・7・8と3つ共共通しているんですけれども、B/Cが増えていふと。それでAAとなつていふ。でも増え方が0.06とか、0.07とか、最後は0.25とか。だから何か担当者が変わればまた増えそうご感じのやり方で、どういふふうにご何が増えたかというのを具体的な資料を出していただければもっとはつきりするんですけれど。

委員長：それでは、いふ要望がありましたので、1.20とか1.19とか、いふゆる土木の方で言っているB/Cと全然オーダーが違ふ部分がありますよね。ですから、こういふ算出根拠ですといふのを次回にご準備いただければと思ひます。

委員長：どうぞ。

委員：2の(1)の事業の進捗状況の一番下の行に、事業効果は十分発現しているといふふうにご書かれておひまして、ちょっとこの事業全体のイメージがつかまへないので教えていただきたいんですが、ほ場整備といふのは、例えば今80%進捗しているといふと、そのほ場の80%がもう動いているといふふうにご私達は理解すればいいのぢょうか。

農村整備課：一応ほ場整備は、区画を先に整備して、排水路をやったりするんですけれども、工事した後に一旦一時的に利用させることになるんです。春、工事を4月から始めて、大体7月頃にご一応面工事が終われば一時利用の指定ということご、一旦、まだ最終決定では

ないんですけれども、一応換地計画に上配分をして、1年目は転作をしてもらうという形で田んぼでなくて転作をする形にしています。ですから、次年度はここを実施するとなると、前年度実施した人たちは田んぼを作ったり、また転作をする人は転作をするという形で、順次配分になった人は耕作をしていきます。

委員：大変申し訳ないんですけれども、例えば今の事業もそうでございますけど、この後もそうかもしれませんが、先ほどの事業6番ですと、来年度、平成15年度に計画されている予算規模は1000万円で、今年は3000万円で、ある数年前は2億とか大きなお金をかけられていて、1000万円の事業を来年度事業をせざるを得ない事情というのは、その辺ちょっと分からないんですが、教えて下さい。

農村整備課：ほ場整備の場合、やはり土を盛ったり、土を削ったり、そして3反歩なりの、あるいは1町歩なりの区画を作るわけなんですけれども、どうしても3年ぐらいは補完的にここが柔らかくなってきたとか、あるいは沈下したとか、そういうことが出てくるんですよ。そういう対応のために、やはり区画整理は、早く進めることとしています。それで農家の人に最終年度には大体これくらいでいいたろうという形で引渡しをします。換地で最後は換地処分をして終わりという形になります。

委員：工事の、事業の進捗状況のところ、特に暗渠は排水工の事業が非常に進捗状況が悪くて、28.9%となっておりますが、その辺の理由をご説明いただけませんか。

農村整備課：一番最初にやはり面的な区画整理を行います。それから、その地域によって違うんですけれども、先にある程度客土して、それから暗渠排水を最後にやってくれというところもありますし、暗渠排水をとにかく先にやってくれと、面をやったら暗渠排水をやってくれと。それから客土をして渡して欲しいということで、予算の関係もありますけれども、私の経験からすればやはり区画整理した後に暗渠をやって、そして客土する。そして後また今みたいに不当沈下したところについてはまた手当てをしていくというふうな形が一番いいとは私は思っています。それで、この地区はそういう年次計画で順番に進めて、面工事を進めてきておりますけれども、暗渠排水工事が最後の方になっているという形です。

委員長：はいどうぞ。

委員：時間が無いところに申し訳ございませんが、ほ場整備に共通して言えることなんですけれども、大体転作の大豆とか蕎麦を作付しておりますと、使えるところはというご説明で、事業効果の発現状況のところなんですけど、例えばこの吉野田地区、ここであれば余剰労力は収益の高いりんごに向けられているとございます。他にやはり国産大豆への注目度が高まっている中、大豆の販売によって生産性に繋がっているというか、少し収益が上がっているとか、それから余剰労力でいいりんごを作って、浪岡であれば直売所へ販売して、女性が非常に元気になっているとか、所得が、女性の所得もご主人の収入のほかに獲得できているとかという、限られた欄の中に合わせて字数を盛るのではなくて、ご説明がもっとあった方がご理解が得られるのかなと、ふと感じたところです。そしてまた、大豆の活用について、大豆をどんな売り方をするとか、例えば納豆の工場を皆で作ろうと考えているとか、そういう気運も多少なりとも書き込んでいただければありがたいかなと思います。

委員長：はい。これは意見ですから。他にご発言ございませんか。

はい。それでは次に車力村にまいりますか？どうぞ。

《No. 8》

農村整備課：車力村の十三湖地区です。この地区も平成15年度を最終年度としております。ここはすぐ十三湖ということで、ここ200町歩ちょっとありますけれども、一番最後に取り残された地区でして、2カ年で面工事を行って、暗渠排水をやって、今客土もやっているということで、残っているのがここではやはり暗渠排水が残っている。65.3町歩ぐらい残っているという形になっております。進捗率は現在89.4%。年次計画に対する進捗率が83.1%ということで、ほぼこれも計画どおり実施できるということからAの評価としております。社会的、経済情勢の変化については、今までと同じような形で、今後やはり担い手への農地の集積、それから麦・大豆等の本格的生産の定着拡大が高まっているということでAAの評価をしております。

費用対効果については、1.04に対し現在は1.29と向上しているということでAAの評価としております。それから、その他の考慮すべき事項ですけれども、ここは生産組合でなくて担い手の農家による大型機械を導入して近代的農業によってその地域の農業を守っていくという決意があります。それと工事面では、やはり十三湖、ここは蜷貝がありますので、濁流が流れないような形で工事をするというので実施をしてきております。以上のことから、ここも総合的に検討し、対応方針としては継続という形で判断をしております。

委員長：はい、どうぞご発言をお願いします。

委員：今写真を見せていただいたのがありまして、ちょっと感じますのは、現況に対してどの程度改善することによって、先ほどの、例えば農地集積増加率云々というようなことだとか、そういうものの変化のようなものの指標がこの事業再評価の中でこのほ場整備の場合にはキーにしていかなければ、例えば相当、言ってみれば入り乱れたような状態になっているところから集積する場合と、それから一旦かなりかつてやられていたものが、現状のもう少し広い農地として提供した方がベターだということは分かるわけですけれども、その違いのようなものが評価の中に大きく関わってくるようなことを考えていかなければいけないというような、ちょっとそういう感じを私今、この事業の場合にはそういうふうなことを考えていかなければいけない。つまり、B / Cだけでは、それは事業の投資に対する対効果ではありますけれども、変化率のようなものを考慮していった方がよろしいのではないかというふうなことを感じました。

委員長：はい。ただ今の発言は、先ほどの発言と同じ様にB / Cの数的根拠は何かということの中と関連しまして、数字で示されないようなものも背景があるんだということ分かるような形での資料を次回までにご準備いただきたいというふうに、事務局の方でご理解いただきたいと思います。

それではもう1つですね。常盤村です。どうぞ。

《No. 9》

農村整備課：常盤村の福左内地区です。ここの地区も最終年度は平成15年度を予定しております。ここは生産基盤と生活環境基盤というのがあります。区画整理工が89.6ヘクタール。それから暗渠排水工が89。客土工が86.4。それと生活環境整備としてグリーンのところがありますけれども、墓地の駐車場として900㎡ぐらい作っております。それから集落道路整備ですけれども、集落からほ場への間、189m整備しております。

事業の進捗ですけれども、計画全体に対しては97.4%。年次計画に対しては100%ということで、当地区も計画どおり実施できるということで、また阻害要因もないということで、AAの評価をしております。残工事については、不当沈下や軟弱地盤などの対応を考えてお

ります。それから社会経済情勢の変化ですけれども、これも全く他の3地区と同じで、担い手、農地の集積、それから今後本格的な大豆の生産定着拡大ということに考えておりました。従来にも増して高まっているということで、AAの評価をしております。対費用効果については、当初2.06、現在も変わっておりませんので、2.06と変化が無いことからAという評価でございます。考慮すべき点としては、ここは担い手農家による大型機械、先ほど一部大豆転作の写真ありましたけれども、そういうふうな形で取り組みをやっていくということと、それからここは工事上では、排水路にできるだけ濁水を流さないという形のもので考慮しております。そういうことで、総合的に検討し、対応方針としては継続という形で判断をしております。

委員長：はい、どうぞご発言。

委員：先駆けて、この共同農業の形態を協同組合にしたり、大型農業の形態をなさった方々とちょっと交流したことがありまして、大変なご苦労とすごいエネルギーを消耗したということをお伺いしました。これだけのお金とこれだけの年月をかけてどんどん整備はされていくのですけれど、これがなった場合には、この広い土地を使う人達というのは地元の方々でしょうか。それとも地元以外の方々にも呼びかけるのか。若しくは県外なんかにも呼びかけるのか。そのあたりをどうぞ。

農村整備課：今の4地区については、全部地区内です。

委員長：他にございませんか。

委員：質問でも何でもないので、社会情勢の変化のところでAAという評価をされた。それは後継ぎとかそういうのを少し期間をもって。でも今は何かそういうのも希望が出てきているんだということですよ？

そこなんだけど、元々この事業をやるならそういうところの効果を狙ってやるべきもので、これを事業をやっていく中でそういうのが出てきたから社会情勢の変化で評価として捉えるというのは、何か事業としておかしいような感じがしますね。

農村整備課：本来当然その地域からこういう形で将来は転作、あるいは何々をしていくという、その計画のものがあってその工事をするという形のものが最良だとは思っております。ほ場整備を契機にして今後の農業を進めていくという方々もおりますので、そういう方々についてもやはりほ場整備を進めていく必要があると、こう考えております。

委員長：はい。いわゆるペーパーに対する質問ということと、それから緊急というこの言葉が問題なんですけど、緊急的に農地を集積してほ場整備をしていくんだというこの事業そのものの本質的な公共事業としてのあり方についてのご質問です。これについては、一担当者の見解ではなく、県の農村整備行政に対する姿勢とかということも入って来る。特に長谷川委員、佐々木委員の質問は個別の現場に対するということよりも、全体のこの事業の緊急という名目をつけた農地集積圃場整備という事業のあり方というか、何でこれが例えばAA、社会情勢に対応してAAなのかというようなことを聞いているのです。ちょっと今日は全般を眺めていくところですので、その為に次回に詳細審議という日取りを設けています。従ってそこまでに、ご説明の担当の方のみならず、部内でよく協議いただいて、各委員がどういう趣旨で何を聞きたくて質問しているかというのをよく整理してください。次回の詳細審議の時に、詳細審議というのは個別の現場に対する、その事業地に対する詳細の審議をするのが旨とするところではあります。いろんなジャンルの全委員が集まっているという新しい再評価の組織体制でもございますので、只今の件についても、そういう資料をお出しただけとかなり審議内容が深まっていくかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

それでは大分時間が押してきているんですけども、次は道路でございます。これをお願いします。本年は3件です。恐縮ですけど、3件まとめてやってもらえますか？それで3件終わったところで質問意見を伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

《No.10》《No.11》《No.12》《No.13》

農村整備課：農村整備課農道整備班長をしております中野渡です。調書 10の成滝地区についてご説明申し上げます。事業の概要は個別調書のとおりで、平成15年度を終了予定年度とし、主な事業の内容は農道1541mです。農作物の流通の合理化等を図るため、小泊村内の水田と畑を結ぶ路線となっております。舗装まで完成していない状態で通行可能な区間から供用を開始しております。整備状況はご覧のとおりです。左は現況でございます。右は整備後で舗装となっております。

評価項目についてですが、事業の進捗状況は計画全体に対する進捗率が88%、年次計画に対する進捗率が100%となっております。障害要因は特に無く、今後もほぼ計画どおりに実施できる見込であることから、評価はAAとしております。なお、現在残っている工事は安全施設や法面保護等の附帯工事のみとなっております。

次に社会経済情勢の変化についてですが、本地区は村の主要な水田地帯をとる幹線農道であり、村の農業振興を図る上で必要性・重要性が高いことなどから、評価はAとしております。費用対効果については、計画時、現在ともに1.08となっております。数値に変化が無いことからAとしております。また効果の内容について申し上げますと、本地区では農道整備事業により荷傷みが軽減され収益増加につながる品質向上効果を始め、維持管理が節減される効果、農耕車両の走行距離の短縮や走行速度のアップなどが図られる走行費用節減効果、これまでの農道としての機能の一部が引き続き発現される場合に計上する更新効果、一般車両の走行経費の節減が図られる一般交通等経費節減効果、林業輸送交通に要する費用の節減が図られる林業走行経費節減効果などの各効果を計上しております。他の地区についても、地区の実情により算定しておりますが、効果の考え方は同様です。その他考慮すべき点として、地元説明会等を通じて住民ニーズの把握に努めていること、法面の緑化などによって環境への配慮を行っていることについて記載しております。以上に基づきまして、本地区について総合的に検討した結果、地域農業に果たす役割が大きいことから、継続という判断をしております。

農村整備課：次に沢田地区についてご説明申し上げます。事業の概要は個別調書のとおりで、平成17年度を終了予定年度とし、主な事業の内容は農道3721mです。本路線は2級河川奥入瀬川の右岸に広がる十和田湖町の主要な水田地帯の幹線農道となっております。農作物の流通の合理化や農村地域の生活環境の整備を図ることを目的としております。本農道も舗装まで完成していない状況で、随時通行が可能な区間から供用を開始しております。整備状況はご覧の写真のとおりです。左はほ場の中の現況の道路です。砂利道となっております。右は完成後の舗装済みとなっております。評価項目についてですが、事業の進捗状況は計画全体に対する進捗率が66.3%、年次計画に対する進捗率が100%となっております。障害要因は特に無く、今後もほぼ計画どおりに実施できる見込であることから、評価はAとしております。

次に社会経済情勢の変化についてですが、本地区は町の主要な水田地帯を通る幹線農道であり、町の農業振興を図る上で必要性・重要性が高いことなどから評価はAとしております。費用対効果については、計画時、現在ともに1.02となっております。数値に変化がな

いことからAとしております。なお、本事業で奥入瀬川に橋梁を仮設することから、河川サイドとの協議調整を図りながら、橋梁工事が河川に悪影響を及ぼさないよう進めてまいります。その他の考慮すべき点として、地元説明会などを通じて住民ニーズの把握に努めていること、法面の緑化等により環境への配慮を行っていることについて記載しております。以上に基つきまして、本地区について総合的に検討しました結果、地域農業に果たす役割が大きいことから継続という判断をしております。

農村整備課：引き続きまして 12番の淋代平地区についてご説明申し上げます。本事業の概要は個別調書のとおりで、平成15年度を終了予定年度とし、主な事業の内容は農道2040mです。本路線は小川原湖の東側に位置する淋代平地区の水田地帯を東西に走る地域の幹線農道となっております。この地域では水稲・稲作、及び畜産の複合経営が行われております。長芋・馬鈴薯・人参・ごぼうなどが主な作物となっております。これまで本地区の受益地には、集落と農地を直結する主だった農道が本路線以外にないこと、また幅員が狭く、砂利道であり、近年の大型機械の利用による通作及び農作物の運搬には多大な支障をきたしていました。また平成12年度に開通した三沢市、百石町、下田町の3市町にわたる東部上北広域農道を活用して、効率的な輸送体系が確立され、新鮮な農産物の迅速な市場への供給が可能となります。このように、広域農道に連結する本路線の緊急な整備が望まれております。本農道も舗装まで完成していない状態で通行可能な区間から供用を開始しています。整備状況はご覧のとおりです。左側が現況、砂利道と狭い道路となっております。右側は既に完成して舗装道路となっております。

次に評価項目についてですが、事業の進捗状況は計画全体に対する進捗率、年次計画に対する進捗率ともに90.4%となっております。阻害要因は特になく、今後もほぼ計画どおりに実施できる見込であることから、評価はAとしております。

次に社会経済情勢の変化についてですが、本地区は地域の幹線農道となっており、農業振興上からも整備の必要性・重要性が高いことなどから、評価はAとしております。

費用対効果につきましては、計画時・現在ともに1.06となっており、数値に変化がないことからAとしております。なお、現在残っている工事は、安全施設等の付帯工事となっております。その他考慮すべき点といたしまして、地元説明会等を通じて住民ニーズの把握に努めていることを記載しております。また、水田地帯の中の農道整備であり、自然環境への悪影響は特になくと考えております。以上に基つきまして、本地区について総合的に検討しました結果、地域農業に果たす役割は大きいことから継続という判断をしております。農村整備課：続きまして 13の庄内地区についてご説明申し上げます。事業の概要は個別調書のとおりです。平成15年度を終了予定年度とし、主な事業の内容は農道3000mです。農作業の流通の合理化等を図るため、六ヶ所村内の丘陵畑地帯と水田地帯を通り、庄内～中志集落を結ぶ路線となっております。舗装まで完成していない状態で通行可能な区間から随時供用開始しております。整備状況はご覧のとおりです。

評価項目についてですが、事業の進捗状況は計画全体に対する進捗率が89.1%、年次計画に対する進捗率が100%となっております。阻害要因は特になく、今後もほぼ計画どおりに実施できる見込であることから、評価はAAとしております。

次に社会経済情勢の変化についてですが、本地区は村の主要な畑地帯を通る幹線農道であり、集落間における農作物の輸送の合理化を図る上で必要性・重要性が高いことなどから、評価はAとしております。

費用対効果については、計画時・現在ともに1.02となっております。数値に変化がないことからAとしております。その他考慮すべき点といたしまして、地元説明会等を通じて住民

ニーズの把握に努めていること、法面緑化等によって環境への配慮を行っていることについて記載しております。以上に基づきまして、本地区について総合的に検討いたしました結果、地域農業の果たす役割が大きいことから継続という判断をしております。

以上4地区についてご審議願います。

委員長：はい、ありがとうございました。4地区でございましたね。どうぞ、どこの地区でも結構でございます。どうぞ。

委員：4地区の、この4つの事業いずれにも共通しているんですけども、同意率を見ますとね、この3月の計画変更時であっても100%にはなっていませんよね。採択時のデータもありますけれども、いずれも100%になっていないんですけども、進捗状況の説明のところでは年次計画とおり進捗していると。それで特に問題は生じていないと。それで問題点・解決見込み特になしという、そういう説明になっていますけれども大丈夫でしょうか？

農村整備課：先ほど、一般道の中には舗装等表示がちょっと手持ちの資料には記載されていないと思いますけれどもほとんど全線舗装等に完了されております。従いまして工期年度内に完了できるという考えでおります。

委員長：はい、他にご発言ございますか？

はい、それではありがとうございました。それでは今度は同じ農村整備課ではございますが、ちょっと仕事の内容が、事業の内容が変わっております。十和田市の件です。どうぞお願いします。

《No. 14》

農村整備課：農村整備課環境整備班の蛭沢です。14の一本木沢地区について説明します。

事業の概要は個別調書のとおりで、平成16年度を終了予定年度とし、また事業の内容は動植物育成施設一式、生育環境保全施設一式、利活用保全施設一式となっております。

ここでは、地区の概況を説明しますと、これが十和田市の市街地で、国道4号線が走っております。それから国道4号線のバイパスです。それから県道、稲生川が走っております。国道4号線と交差します部分に一本木沢溜池がありまして、この周辺が区域となっております。これが一本木沢溜池ですけれども、着工前は全面護岸になっておりまして、金網で囲まれております。それからこれが着工後でございます。護岸を取り除きまして、それから森林が分断されている部分に植栽を行っております。これが整備状況ですけれども、野鳥観察小屋が2つ、ホタル繁殖水路、観察水路、それから自然観察小屋、それから親水水路等になっております。次に整備状況の写真ですけれども、これが地域の全景で、一部まだ完了しておりませんが一部の整備されたもので、これが野鳥観察小屋でございます。次に生息する動物の一部ですけれども、オオタカ、ニホンヒガラ等、その他にはハヤブサ、ハイタカ、トンボ、ホタル等が見受けられます。

評価項目についてですが、事業の進捗状況は計画全体に対する進捗率が77.9%、年次計画に対する進捗率が62.9%となっており、阻害要因となってきました用地買収補償の目的がたつたことから、今後はほぼ計画とおり実施できることからBとしております。

次に社会情勢の変化については、近年自然保護及びその機能回復に対し国民のニーズが高まっていることなどからAAとしております。

次に費用対効果については、当該事業は行っておりません。

その他の考慮すべき項目としてビオトープ協議会の活動を通じて、住民参加により事業を推進していること、コンクリート護岸から土の緩傾斜護岸にするなど、環境に配慮を行っていること、都市近郊に位置する貴重な生物生息空間であり、地域住民等の保全回復へ

の整備要望が強いなど、地域特性について記載しております。

以上に基づきまして、本地区について総合的に検討しましたところ、良好な自然環境を保全回復し、学習教育の場として提供するなど、地域に果たす役割が大きいと考えられることから、継続という判断をしております。

委員長：はい、ありがとうございました。ご発言どうぞ。

委員：ニーズが高まっているからAAというのは、やっぱりこの計画を立てる段階でもうニーズが高まっているんですよ。それをこういうふうに評価するというのはおかしいんだよね。

農村整備課：分かりました。

委員長：この事業の着手の当初よりも、終わった後にどうなっているかということを強調しないと今のような質問をされると思いますよ。

他にご発言ございますか。どうぞ。

委員：実は私も一般人なんですが、この社会情勢のニーズが高まるという書き方が、私でもちょっと納得できないことがあって、事業というのはやっぱり政策があって事業があるということになると、ここの社会的評価というのはもうちょっと国の政策に対してどうだとか、県はどのように考えると、地域はどのようなものであつてのこの社会評価ということを書いて、全体的にそれはとてももどかしい思いで読んでいるんですが、書いていただきたかったなということがありますが、それは今のお話で出たんですが、一般人もそう感じているということを一言お話したかったことと、あとこの事業の中で住民参加の形をとっているということが随所に書かれてありますが、どのようなタイプの参加の仕方をして、それで今現在どのような参加というか協力をしているのか教えていただきたいなと思います。

農村整備課：最初は市民フォーラム等からも自然保護、環境教育の場として溜池の有効活用について提案されましてこの気運が向まり採択されたわけです。あと市民、住民等学識経験者等で組織するピオトープ協議会を設立して、意見交換会等を行いまして、事業実施に意見を反映しております。

委員長：具体的に、この現場の周辺の地域の住民の方々が全員官学、民間、各界の方達が全部集まってそういうボランティアの団体を組織して、それがこの事業を推進している基になっているという非常に珍しい例でございますね。

他にございませんか。どうぞ。

委員：この用地というのは誰から誰が買収しようとしていたんですか。

農村整備課：民地もございませすし、会社有地もございませすし、それを県が一応買収してあります。

委員：住民参加型でやろうとする事業で、その土地そのものは県の土地にしなければいけなかったんですか。

農村整備課：事業上、一時的には県の土地になります。

委員：一時的？。

農村整備課：事業が終了後は一応十和田市に財産が譲与となります。例えば農道でも同じです。

委員：ただ農地ではないわけですね。ここは。

農村整備課：農地も買ってあります。

委員：いずれまた詳しく知りたいところの一つです。

委員長：ありがとうございました。それでは次にまいりましょう。次は森田村でございます。

《No. 15》

農村整備課：同じく17番まで私が説明させていただきます。森田地区でございますけれども、事業の対象区域としましては森田村全域を対象としております。これが国道101号、県道が東西に走っております。こちらがりんご園となっております。事業の概要は個別調書のとおりで、平成17年度を終了予定年度とし、主な事業の内容は農道8路線、集落道5路線の、計7403m。農業用排水路6路線3333m。集落農園1ヶ所となっております。整備状況ですけれども、集落道の完成した路線です。こちらは農道の完成した路線です。これが集落農園の一部完成した部分です。

評価項目についてですが、まず事業の進捗状況は計画全体に対しましては66.9%、年次計画に対しましては100%となっており、阻害要因も無く計画どおり実施できることからAAとしております。

次に社会情勢の変化については、道路及び水路が未整備であることから、農業経営の安定化と快適な農村生活環境の改善が求められていることから、本事業の必要性が高いが計画時と再評価時と変化が無いことからAとしています。

費用対効果については計画時、再評価時とも1.06となっており、数値に変化がないことからAとしています。その他の考慮すべき項目としては、受益者の同意を持って事業を実施し、地元関係者等への説明会の開催などにより、住民のニーズの把握に努めております。また切土や盛土の法面を緑化し自然環境に配慮しています。

以上に基づきまして、本地区について総合的に検討しましたところ、地域農業等への果たす役割と、地元の期待が非常に大きいと考えられることから継続という判断をしております。

委員長：はい、農村総合整備事業でございます。どうぞご発言。

はい、それでは次、三戸ですね。同じく総合整備事業です。

《No. 16》

農村整備課：三戸南部地区について説明します。地区の概況ですけれども、国道4号線が岩手県まで延びています。それから国道104号線が田子町まで延びています。それで三戸町の南北に分けたちょうど南半分が事業の対象地区となっております。

評価項目についてですが、進捗率は計画全体に対しまして82.3%、年次計画の進捗率が100%となっており、阻害要因も無く、計画どおり実施できることからAAとしております。

次の社会情勢の変化については、道路及び水路が未整備であることから農業経営の安定化と快適な農村生活環境への改善が求められていることから、本事業の必要性が高いが計画時と再評価時と変化が無いことからAとしています。

費用対効果については、計画時と再評価時が1.1となっており変化がないことからAとしています。その他の考慮すべき項目として、受益者の同意を持って事業を実施し、地元関係者等への説

明会の開催などにより住民のニーズの把握に努めております。また切土や盛土ののり面を緑化し、自然環境に配慮しています。

以上に基づきまして、本地区について総合的に判断しましたところ、地域農業等への果たす役割が非常に大きいと考えられることから継続という判断をしております。

委員長：はい、ありがとうございました。ご発言ございませんか。

委員：単純な質問で恐縮ですけれども、四角の囲みで赤く火というのがあって、これは過去の対象事業に出てきてなかった初めてですが。

農村整備課：防火水槽の意味です。既製品でコンクリート製でございまして、約40立方メートル水が入ることになっています。

委員長：他にご発言ございませんか。

委員：前にありました一般農道と、ここで出ている農道の設定の、様々な農道にランク付けがあるのでしょうか。ちょっと幅員などが違っているのと、それから曲率も随分違う。最小曲線半径など、そういう設計が違うように思うんですけど、その辺をちょっと教えて下さい。

農村整備課：それはおっしゃる通り規格等は交通量等によって決められておりまして、私どものものは農村内の小さな道路ですので、一般農道とか先ほどの農免農道と比べますと規格は落ちます。幅員も落ちます。

委員長：他にご発言ございますか。

委員：単純なことです、負担区分。これは県と市町村2種類出てきていますが、どれとどれが、どの事業とどの事業がどっちにあたるのか。

農村整備課：県が25%と20%になっておりますけれども、この事業そのものが県営で実施する部分と団体に実施する部分とに分かれておりまして、県が実施する場合には25%を県が負担しまして、団体に実施する場合には20%。市町村が県営でやる場合には25%と、それから団体にやる場合には30%という負担区分になっておりまして、先ほどの公園とか、そういうものは団体にやることになっております。

委員長：他にございませんか。

はい、それでは17番にまいりたいと思います。下田ですね、どうぞ。

《No. 17》

農村整備課：下田地区の概況ですけれども、これが第二みちのく有料道路でございます。それからこれがJR東北線でございます。あと三沢市と接している部分が事業の対象区域となっております。それから事業の概要は個別調書のとおりですけれども、平成16年度を終了予定年度としまして、主な事業内容は農道6路線、集落道17路線の計1万1363m。農業用排水路1路線、集落排水路6路線の計8326mです。整備状況ですけれども、これが集落道路と集落排水路と一緒に整備した写真です。これが農道でございます。これがコミュニティーセンターでございまして、中を一部写しておりますけれども、集会施設になっております。この事業の特徴でございますけれども、ほ場整備をやって、非農用地でない宅地用地を生み出しまして、分譲しております。それでこれが分譲する前ですけれども、ちょっと一部本当の着工前じゃないですけれども。それが今は完成後と言うか、現在の状況でございます。

評価項目についてですが、進捗状況は計画全体に対しまして77.7%、年次計画に対しまして100パーセントとなっており、阻害要因も無く、計画どおり実施できることからAAとしております。

社会情勢の変化については、本地区はベッドタウンとして宅地化が進んでおり、優良農地の確保とともに住環境の快適性の向上を図るため、早急に道路や排水路等の総合的な整備の必要性は高いが、計画時と再評価時と変化が無いことからAとしています。

費用対効果については、計画時、再評価時とも1.39で数値に変化がないことからAとしています。

その他の考慮すべき項目として、受益者の同意を持って事業を実施し、地元関係者等への説明会の開催などにより住民のニーズの把握に努めていること。ベッドタウン化が進ん

でいるため優良農地の確保と快適な住環境の整備が急務であることを記載しております。また切り土や盛り土部ののり面を緑化し、自然環境に配慮しています。

以上に基づきまして、本地区について総合的に検討しましたところ、優良農地の確保や農村地域の生活環境の整備を行うなど、地域に果たす役割が大きいと考えられることから継続という判断をしております。

委員長：はい、ありがとうございました。住環境整備事業でございますけれども、何かご発言ございますか。

それでは農村整備課担当の最後になります。18番でございます。3町村、名川・階上・南郷に渡る。全体事業が60億ですか。どうぞ。

《No. 18》

農村整備課：農村整備課農山村整備班長の山口です。18中山間地域総合整備事業。南の里地区についてご説明します。地区の概要ですが、本地区は階上町・南郷村・名川町の3町村にまたがっております。地域を縦貫する県道名川階上線、これです。北側の八戸広域農道、これです。で結ばれているため、都市との交流促進やさくらんぼ観光農園など付加価値の高い農業の展開を広域的に連携して図ることとしているものです。整備状況は写真でご説明いたしますと、こちらは南郷村の排水、同じく農道です。こちらは階上町の農村公園で、ゲートボール場としても利用されております。下が実施前の写真です。こちらはこれからの施工になりますが、交流施設でイベント広場などとして利用されます。ちょうどステージがここにありまして、斜面を利用して階段席があるというふうな具合になっております。続いては、活性化施設で、集会や研修などの施設として利用されます。

評価項目についてですが、事業の進捗状況は計画全体に対する進捗率が85%、年次計画に対する進捗率が100%となっております。計画どおり実施できることからAAとしております。なお、残っている工事は農村公園4ヶ所、活性化施設1ヶ所などです。

社会経済情勢の変化については、農業の生産条件が不利な中山間地域の実情を踏まえ、農業、農村の活性化を促進するといった社会的評価や、予算の伸びなど必要性が従来と同様に高いことなどからAとしております。

費用対効果については、計画時、現在とも1.01となっており、数値に変化がないことからAとしております。その他の考慮すべき項目としまして、今年の2月に報道されましたが、水路整備で生じた残地を利用しまして、こちらが水路です、こちらが残地です。小さな池を作り、小動物が住める場所として整備するなど、環境に配慮しています。

以上に基づきまして、本地区について総合的に検討したところ、進捗、費用対効果など計画どおりに推移していることから、継続という判断をしております。以上です。

委員長：はい、ご発言をお願いします。

委員：質問ですけれども、その池はどんなふうにしたものなんですか。それと実際に小動物というのが生息しているものなのか。

農村整備課：実際作った物は、今出ますけれども、こちらが水路で、こちらが直径5メートルの深さが30cmから50cmぐらいの池です。こちらがひょうたん型をしております。ここに若干の護岸をしておりますけれども、対象生物としましては特別な種類はございません。従来からこの水路に生息しておりますとじょうとか、そういう類のもの。やはりコンクリートでライニングしておりますので、環境に対しては負荷がかかるというふうなことで、今回こういうふうな施工をしました。

委員：次回に意見は申し上げますけれども、水路のコンクリート化ということと小動物が住め

る池を作るというのは、どうも矛盾しているのではないかなというようにちょっとだけ感じました。その辺はいろいろ見てみたいという気もありますが。ちょっと感想です。

委員長：他にご発言ございますか。

委員：私もちょっと資料を是非見たいと思いますが、この社会経済情勢の変化の書き方は、これはほとんどあれですよ、こういうことをしたいという前向きなことだけで、変化を評価したものでは決してありませんので、例えばここでは各町村ごとの整備計画みたいなのが参考にされているようですから、その計画時点と現在の数字をやはり対象、あるいは評価できるような、そういう資料を次回までにはご用意いただきたいと思います。

委員：南郷には、皆様方が集まる場所としてカッコウの森がありますけれど、そこは違う、全く離れている所ですか。ここは。

農村整備課：地域的には南郷村全体がこの中山間地域として、エリアとしてあるんですけども、整備する場所はカッコウの森がこの付近になるかと思うんですけども、重複を避けて整備計画しております。

委員：そうすると、これから着工とおっしゃった野外ステージというのはどのあたりになるんですか。

農村整備課：あれは階上町の、階上岳の麓、ここのまる交と書いたのがその場所になります。

委員：環境というのが大変この頃キーワードになるんですけども、ほとんど官公庁が手を入れて、子供達に水辺を提供するできあがったところを見ますとほとんど失望する所ばかりで、私は本当に担当の方々が海外に行ったり、本当に環境を勉強した人達に担当していただきたいというのがいつも言いたいことだと思えますね。今回もさっきの池を見てがっかりいたしましたけれども。

委員長：他にもいろいろ意見が出てくると思うので、詳細審議地区のご希望を言っていただければ、いろんな資料を出しながら更に詳細にやっていきたいと思えますけれども。はい、どうぞ。

委員：それで今日はこのあたりで切って、後もうこれやると1時間以上かかると思うんですよ。

委員長：私さっきから時計を見て、困ったと思っているんですけど。

それではちょっとお待ち下さいね。分かりました。農林水産部関連18事業については、概説通しての大体の質問も聞かれてご説明いただいたということで、ここでどうもご苦労様でした。ありがとうございました。一旦閉めたいと思います。今、佐々木委員の方から緊急というか、動議が出されて、お諮りしたいんですが、先生方各委員の方には事務局の方から事前にご案内がいつているのは、本日の13時半から17時ということでご案内がいつていると思うんです。恐らく、ということでこの後いろいろご予約もおありで佐々木委員の方からそういう発言があったと思うんですけど、ここでご相談なんです、この後県土整備部の方で残りの9件あるんですよ。大体今と同じ様な形で各担当の方の簡単なご説明をしていただいて、そして詳細審議の抽出ということまでやっていくと、多分1時間ぐらいはさらにかかるんだと思うんですが、佐々木委員の方からは本日は予定なんだから、ここで、切れのいいところで打ち切って、この後の県土整備部の一般説明も含めて次回回しということでやったらいかかという動議が出されたんですけど、いかがします。どうでしょうか。ご発言下さい。

委員：なかなか集まるのは容易ではありませんので、それと抽出という作業がせつかく農林関係のお話を承って、同日に行われた方が抽出が、いわゆるある程度バランスの取れた形の方がとりやすいと思えますので、1・2時間ほどでしたら延長していただいた方が私は

よろしいんじゃないかと思います。

委員長：他にいかがですか？ご発言。これこそ各委員の考えで決めたいと思うんですけど、まさしくこの委員会判断ですので。いかがしましょう。全く正反対のご意見が出てきたんですけれど。どうぞ。

委員：予定があって出られない方がいるという場合に、2分の1まで、定足数が認められればそれで続行していただいて結構です。

委員長：分かりました。それでは事務局の方でご準備されておりますので、当初予定の通りこの後も、ちょっと生理現象で休憩させていただきたいと実は私も思っているんです。ちょっと休みをいただいて、予定通り続行させてもらいたい。都合が悪ければということなんだけど。他の委員の方々、よろしゅうございますか。大変恐縮ですが、予定を多分1時間はオーバーすると思います。もう5時でございますので、6時頃になってしまうと思うので本当に申し訳ないんですけど。ご協力をいただいて何とか当初予定したとおりの審議を終わらせたいと思いますので、ご協力をお願いします。それではほんの少々ですけど、5分ほどちょっと休ませてください。

【審議再開】

委員長：それでは再開したいと思います。19番からです。
道路課、お願いします。

【道路課】

《No. 19》

道路課：道路課長の葛西です。どうぞよろしくお願い申し上げます。県道改築事業で、事業名が主要地方道八戸環状線、地方道改築事業市川町工区というところです。2枚めくっていただきますと、その概略の位置が図示されています。こういう形で、八戸市街地を外に環状するような形でルートが設定されており、これが都市計画決定されたルートです。

事業区分は補助事業と単独事業を合わせてやっています。平成5年に採択され、用地が平成6年度から着手しています。終了は平成16年度です。事業目的ですが、東北縦貫自動車道八戸線の八戸北インターチェンジ、八戸インターチェンジ、それと重要港湾の八戸港を連絡強化するという、合わせて交通量の分散化によりまして八戸市街地の渋滞を解消するものです。

主な内容ですが、全体延長が1050mで、全幅24.5mの4車線道路です。うち橋梁が280m、取付道路が770mとなっています。次に評価指標及び項目別評価ですが、事業の進捗状況は、計画全体に対する進捗率が74%、うち用地買収につきましては平成12年度に完了していますので、後は工事をやるだけということで、合わせて74%となっています。従いまして順調に事業が推移して、阻害要因が無いことで評価をAとさせていただきます。

それから社会経済情勢の変化です。ここに一般論的なことが書いてありますが、これは八戸市をとってみますと、都市を環状的に迂回して港湾、あるいは臨界工業団地、内陸部の工業団地、それと高規格道路を結ぶことで、産業経済の活性化に寄与するため、その意義は大きいと考えています。また7月18日には東北縦貫道八戸線が北インターチェンジまで供用されますので、この路線も早期供用が求められているものです。

費用対効果ですが、事業採択時には行っていません。平成10年以降のものについて行うことになっておりますので、平成14年度を基準年にして評価したところ3.12と高い数字になっています。

(4)(5)につきましては省略して、対応方針としては、特に総事業費がちょっと高めです。事業期間が長いこともあり、集中投資を行うことによって平成16年度には供用を図りたいと考えています。その意味で整備を継続したいと考えています。

委員長：ご発言をお願いします。どうぞ。

委員：非常に重要な事業と認識していますが、先程のご説明では用地買収が完了したというお話だと思いますが、ここに問題点として既述していますのに土地収用法の手続きを実施したと。これはもう終了したことでしょうか。

道路課：はい、平成12年度に土地収用を適用いたしまして、それで用地買収が済んでおります。

委員：もう1点ですが、事業の進捗状況に全体計画の数字が記載されているが、その右隣の年次計画に対する進捗が記述されていないが、これはどういうことでしょうか。

道路課：計画時に全体事業費に基づいた計画をしていますが、詳細設計時点であげたところ、相当事業規模が大きくなってしまっていて、当初採択した時期の事業規模をあげますと、もうとっくに100%をクリアしてしまっている状況ですので、ここではあえて年次計画のところを省かせていただいたということで、実績に基づいた計画のみで記載しております。

委員長：という考え方が普遍的、一般的なんですね。

道路課：一般的という言い方は非常に難しいだろうと思いますが、どうしても10年くらいの時間でやりますと事業規模が1.5倍とか2倍とか3倍とかいうものも出てくるということで、現在毎年概算要望時に順次事業費を見直し、国に対して要望を上げていっている。結果として膨らんでいっているというのが実態でございます。

委員長：そうすると年次計画案というのはやってもあまり意味が無いということですか。

道路課：当初の採択時ですとそういう形になります。

今の件ですが、大分、以前と様相が違ってきてまして、今10年かかるとかという議論の前に、7年でとにかく終わらせるということもありますので、これからの問題として、こういった年次計画に対する進捗率という進行管理をしていく考え方で私どもおります。今の段階、この時点ではなかなか、随分以前にやったものですからなかなかうまくいかなかったということです。

委員長：他にご発言ございますか。

委員：次回のときで結構ですが、私ども農林水産関係ですと大体わかるけれども、県土整備部の関係で、例えば社会経済情勢の変化の中の必要性、重要度、緊急性、効率性、その他、あるいはB/Cのどういう項目をカウントして、その評価を点数化しているかのものがあると思いますが、そういう資料をお出しいただけないでしょうか。次回で結構ですから。

委員長：次回にそれではお願いします。

20番です。同じく八戸の河川砂防課をお願いします。

【河川砂防課】

《No. 20》

河川砂防課：河川砂防課砂防グループリーダーの八木橋です。よろしくをお願いします。

急傾斜地崩壊対策事業の八戸市日計1号区域についてご説明します。継続年数10年です。事業の概要は資料のカラーコピーの2枚目、平面図を見ていただきますと、右側斜面を平成5年より実施し平成16年を終了予定にしています。整備内容は次のページの横断図を見ていただきたいんですが、プレキャストの法枠工延長332m、面積9450㎡実施いたします。評価項目ですが、事業の進捗状況は計画全体に対する進捗率が86%、年次計画に対する

進捗率が103%になっており、地元の早期完成要望等もありまして、今後はほぼ計画とおり実施できるとの予想からAAとしております。なお現在残っている工事は、本年も含め80mの延長になっております。

次に社会情勢の変化ですが、人命財産の安全確保という観点からの評価や予算の計画的な配分などを要因として、必要性が従来と同様に高いことなどからAとしています。

費用対効果ですが、当初計画時評価を実施していませんが、現時点での評価は1.53となっています。なお、当初評価がないことから点検基準評価はしていませんが、特に戸数の増減がいまのところないことから、同程度、Aではないかと考えています。その他考慮すべき事項として、工事説明会を通じて住民ニーズの把握に努めていること及び保全法面の緑化などによって環境影響に対する配慮を行っていること、更に法面上部に日計丘小学校があることなどから地域の特性について記載してあります。

以上に基づいて、本地域について総合的に検討したところ、事業の重要性を考えて継続という判断をいたしました。

委員長：どうぞ。

委員：私は土木の方の案件は初めてなので、申し訳ないのですが教えていただきたいのですが、工法について一番安く上がるプレキャスト法を施行しているという説明で、こういう場合の工法は全国的な流れで、今はどういった工法が採用されているのでしょうか。お金も絡みますけれども全国的な安全対策でいくと。

河川砂防課：そうですね。斜面の形態にもよりますが、この場合は斜面を掘削して安定法面にして安定的な表面を崩落を防止する必要があるための工法ですが、ちょっと地質がもう少し悪い場合は、例えば現場打法砕工と言いまして、現場に型を据え付けてかなりの断面で、竿状の鉄筋コンクリートを打って、その中をまた緑化していくというかなり頑丈なやり方とか、それから今話をしたプレキャストというのは、工場ですべて造ってくる二次製品で、以外と現場で造るよりも養生費とかいろいろな面で安く出来る状況で、一応急傾斜のこの法面を保護するタイプではこの工法が一般的で、また経済的だということになっています。工法については種々いっぱいありまして。

委員：分かりました。何故お聞きしたかと言うと、本県は何せ財政が限られた県ですから、まず工法ありきなのかなと、お金と見比べて。そうではなくてたまたまこの工法がこの法面に合っていたということもあるのかもしれないんですけど、効果と耐用年数とかをからめてどうなのかなと。少々割高になっても別な主流となっている工法があるのであれば、将来的にそういう工法をお考えなのかなと思ったものですからお聞きしたまでです。

委員：斜面の角度は何度ですか。

河川砂防課：35度ぐらいです。急傾斜地法で、これは補助をする場合の斜面の角度は30度になっているんです。30度以上角度がないと補助できないことになっています。

委員長：よろしいですか。ありがとうございました。

それでは続いて21番。港湾空港課の担当です。どうぞ。

【港湾空港課】

《No. 21》

港湾空港課：港湾空港課長の米内山です。よろしく申し上げます。

21番です。事業種別が港湾海岸事業です。事業主体が県。事業名が川内港海岸侵食（護岸）工事と護岸事業です。地区名は下北郡川内町の葛沢地区です。補助事業で、負担区分は国50%、県50%です。採択年度は平成5年で、終了予定年度は平成19年と考えています。

事業の目的ですが、川内川の改修によります流化能力の増大及び波浪による河口部の水位上昇のための浸水の危険にさらされている人家密集区域を浸水被害から防護することです。主な内容は天端高の低い旧護岸及び旧棧橋を撤去し所定の高さの護岸を設置する。旧棧橋の機能につきましては整備済みの船溜まりへシフトしたいと考えています。

川内港の位置の図面です。平面図があり、それからその次が河川の大きい縮尺の図面があります。その次護岸の図面がありまして、その次に海から見た航空写真がありますが、川内の市街部を貫流します川内川の両側で護岸の工事をやります。この見えている橋の下流部が全て今回事業対象の区間です。左右岸です。写真の向って右側が左岸で、これは現在施行済み。右岸はこれから施行するという予定です。

調書の中の評価指標及び項目別評価です。事業の進捗状況につきましては、計画全体に対する進捗状況は59.3%、年次計画に対する進捗は88.9%でAという評価を提案させていただきます。

事業効果の発現状況にも書いていますが、左岸側が完成したことにより右岸の早期整備への意識が強いということです。

社会経済状況の変化ですが、全国、県でございますけれども、海岸侵食、高潮対策に対する防災対策に対する意識は非常に強まっているということです。ただし、予算規模については現在国全体、県全体縮小されている傾向です。必要性等につきましては必要性、重要性、緊急性、効率性とも含めましてAを提案させていただきました。

費用対効果分析の要因変化ですが、計画時点におきましては費用対効果はやっております。再評価時ですが、15.56という非常に高い費用対効果の値になっています。

評価にあたり特に考慮すべき点ですが、住民要望等々ですが浸水被害が低減されるため期待が非常に大きい。

環境影響への配慮ですが、人家密集の場所での工事ですので騒音とか振動に配慮している。

地域の特性ですが、河口部ですので河川の出水期間中の工事で制限されるということです。対応方針ですが、工事期間が制約されているため進捗率は低いものの、その他の阻害要因がないことから着実に整備を継続することが可能ですので、継続ということで提案させていただきました。

委員長：どうぞご発言をお願いします。

委員：事業の進捗が遅れている理由について、漁期及び出水期により工事時期が限られるということが書いてあります。それから評価にあたって考慮すべき点で漁期における工事が制限される、あるいは出水間工事が制限される。受け止め方としては最初から分かっていたのではないかなと、つまり一定の見込みが当然あって時期的な問題は当然制限されるというのが分かっているながらもおかつ遅れるということはこれ以外の理由もあるのではないかと思います。最初から分かっていたのではないかなという問題と、これ以外に遅れる理由はあるのかどうか。この2点について説明をお願いしたいと思います。

港湾空港課：今のお話についてはごもっともなお話です。当初我々が計画していたのが、通常河川、ここは河口部ですので、いわゆる完成断面で下流側からやってくる通常の工事を考えていたけれども、制約がいろいろある中でやっていくと、やり方をやっぱり見直さなければならぬだろうということで、現在は水に浸かる部分とそれ以外の部分、上部で水に関係なくできる部分で、工事のやり方を仕分けしながらできるだけ工期を短縮しようということでやってきています。当初からそうすればよかったんですけども、通常の方で下流からやってこようと、その辺の認識の甘さがあったと思っています。

委員長：よろしいですか。22番にまいりましょう。22番以降27番まで全部都市計画課です。最初の3つが道路関係です。22番は三沢で今年度27地区の中で全体事業費が一番大きい、120億という大きな公共事業でございます。それではお願いします。

【都市計画課】

《No. 22》

都市計画課：都市計画課です。よろしくお願いたします。22番、343号中央町金矢線立体交差事業です。長期継続ということで着手年度が平成5年度、終了予定が平成19年度となっています。事業の位置ですが、3枚目に位置図を添付しています。三沢市のちょうど三沢駅、これの南側をバイパスで1564mで新設する立体交差事業です。事業の内容としては延長1564m、幅員が16mの道路ですが、うち橋梁が400m、トンネルが360mとなっています。

評価項目ですが、進捗状況につきましては計画全体に対する進捗が24.7%、年次計画に対して37.7%となっています。平成14年度、今年度で用地買収完了予定で平成15年度から工事着手予定です。なおかつ今まで集中投資してきました新幹線関連の工事がほぼ終わってくるところから、これから集中投資が図られる予定になっています。ただ計画全体、年次計画に対しまして進捗が遅れているということでBの評価にさせていただきます。

社会経済情勢の変化ですが、全国的にも慢性的な交通渋滞の緩和とか都市交通問題等解決する社会的要請度は増してきている状況ですが、ここ三沢市におきましても駅前後の市道が2路線とも平面の踏切で、跨線橋の主要地方道へ交通集中が著しくあることで駅周辺の今の主要地方道の交通容量は既に飽和状態となっています。こういうことに鑑み、以前よりも重要性を増しているということでAAの評価をしています。

費用対効果ですが、街路事業も採択時に評価はしていません。再評価時では2.15です。

その他評価にあたり特に考慮すべき点としましては、ここが住居地域である丘陵地ですが、そのところに関しましては環境に配慮したトンネル工法を採用したことを記載しています。

公共事業再評価の対応方針ですが、事業の進捗状況はBですが、平成14年度用地買収完了予定、それから引き続き工事には集中投資していくということで三沢駅周辺の道路の渋滞緩和のためには必要不可欠だということから、継続という判断をしています。

委員長：ご発言お願いします。どうぞ。

委員：次回までの資料要求ですが、三沢市の都市計画のマスタープランと、この周辺住民の意向についての資料ないしは調査物があればお出しいただきたいと思います。

委員長：それではご準備をお願いします。他にございませんか。ありがとうございました。それでは23番、むつ市の道路です。どうぞ。

《No. 23》

都市計画課：むつ市の341号横迎町大平町線柳町の道路改築事業です。再評価の実施要件としましては長期継続で、平成4年度に事業に着手しまして平成16年度完了予定となっています。事業の位置でございますが、むつ市の中心部にあります田名部地区の元の田名部駅からきます「かさまい通り」という通りに直行し、国道279号に接続する道路です。延長は327m、幅員が15mの改良・舗装事業です。

進捗状況ですが、計画全体に対する進捗が93.1%、年次計画に対する進捗が96%となっています。評価としましては未買収用地があったんですが、それに関しましては今年度平成1

4年度に土地収用を予定しています。それから工事をやっていくということで工事の残につきましてもせいぜい5400万という程度ですので、ほぼ計画どおりにとにかく進めることでAの評価をしています。

それから社会経済情勢の変化ですが、市内道路ですので、先ほどの三沢市と同じくいろいろな渋滞緩和等の都市問題解決要請ありますが、三沢市と違って従前からほぼ同じ要件ということでAの評価を下しています。

費用対効果ですが、ここも同じく採択時評価はしていません。今回の1.58という評価になっています。

対応方針ですが、今年度事業用地未買収用地につきましては土地収用するということで、残事業も少なく、十分終了予定年度までに完成できるということで継続という判断をしています。

委員長：どうぞご発言をお願いします。

委員：これは珍しく県の単独事業、県単ですね。それで社会経済情勢の変化というところ、予算動向のところに、国として街路事業費の横ばい傾向と書いてありますが、これは関係ないのではないのでしょうか。

都市計画課：そうですね。書き方の参考例としましてこういうことがあったので書いてしまっています。

委員：他は横ばいとか、少しずつ減っているとか、かなり重点とか、かなりランクが、国の方でランクをつけているようですが、これに関しては関係ないと思ったんですが。

都市計画課：はい、県の事情でやらさせていただきました。

委員長：細井委員、どうぞ。

委員：未買収用地について、14年度で完了するようですが、土地収用というのは専門用語ですか。それとも買収のことを言っているのですか。

都市計画課：収用と言いますのは、反対者があった場合に事業の認可を取っておりましてある意味で強制的と言いますか、そういう取得をすると。

委員：収用法に基づいた手続きですか。

都市計画課：はい。

委員長：反対者がいた場合に法律に基づいて執行するという意味ですか。

都市計画課：ある意味でそうですね。

委員長：ということはこの地区はやったと。

都市計画課：これからやるということです。

委員長：これからやる。これがまさしく反対派が運動したらどうなるだろうとかいろいろなってくる。

都市計画課：事業に反対ではないです、ここは。いろいろ反対と言いますのはありまして、ここは事業には反対ではなくて、いろいろと。

委員長：総論賛成、各論反対。細かい話はまた後にしましょう。そういう問題ですか。

北村委員、どうぞ。

委員：事前事後の写真を提示するのは可能かと思えますけど、ここに資料に添付されているのは事前事後と同じ場所の対比ではなさそうで。

都市計画課：これは事前事後の対照ではございません。現在の状況でございます。

委員：そうですね。でも拡幅とかやったら事前と事後とで対比して拝見できることは可能ですよね、事業が終わっているところもありますので。

都市計画課：はい、それは可能です。

委員長：他にありますか。ありがとうございました。

それでは次、もう一つ道路ですね。弘前市です。24番どうぞ。

【市町村事業】

《No. 24》

弘前市：私は弘前市役所都市計画課の三橋と申します。よろしくお願いたします。

弘前市の都市計画道路332号、富士見町撫牛子線（土手町）道路改築事業についてご説明申し上げます。位置につきましては、3枚目以降の地図をご覧くださいと思います。弘前の駅から公園に向いまして、通称中央通りこの真ん中辺の弘前郵便局のあたりから中土手町に向う工区にかかる事業です。事業の概要につきましては個別調書のとおりで、平成15年度を終了予定年度としておりまして、主な事業内容は道路改良、舗装、延長261m、幅員36mです。評価項目についてですが、事業の進捗状況は計画全体に対する進捗率が99.5%で、平成14年度に用地買収を完了し、平成15年度で事業完了の予定であることからAAとしています。

社会経済情勢の変化につきましては、中心市街地の空洞化に対する活性化の起爆剤的な施設として早期完成が望まれているといった社会評価や平成15年度完成に向けて予算は確保されていることに加えて、主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線までの本工区延伸整備が交通増加に伴う中心市街地の渋滞解消に大きく寄与するものであり、必要性、重要性、緊急性、効率性が高いことからAとしております。

費用対効果につきましては、計画時に算定されていませんけれども、現在は3.01となっております。その他考慮すべき項目といたしまして、商店街では町づくりに対する関心が高まっております。環境整備の計画を策定し行動を起こしております。

以上に基づきまして、本事業について総合的に検討いたしましたところ継続という判断をしています。

委員長：ご発言をお願いします。どうぞ。

委員：もう残りが本当に少ない。来年度に2000万円の事業費を計画していますが、残っているのはどんな事業が来年度残っているものですか。総事業費がもうほぼ終わっていかうとしている事業ですね。

都市計画課：来年度は植栽等の工事が残ることになります。

委員長：よろしいですか。ありがとうございました。

25番鶴田町の下水道ですね。どうぞ。

《No. 25》

鶴田町：鶴田町です。それでは様式の事業別調書に添ってご説明させていただきます。

最初に事業の概要について。事業名は公共下水道。地区名は鶴田町鶴田処理区です。終了予定は全体計画では平成23年度。認可計画では平成18年度となっております。事業目的は生活環境の改善。浸水の防除。公共用水域の水質保全等です。主な内容について、全体計画では汚水処理区域面積は218ヘクタール、事業費は102億5200万円で、認可計画では汚水処理区域は178ヘクタール、事業費は88億9000万円です。ここで3枚目に添付されている鶴田町管内図をご覧ください。行政区域面積は約4600ヘクタール、人口は約1万6000人の町で、市街地を中心に公共下水道の全体計画を策定しています。次のページの公共下水道の平面図をご覧ください。現在の認可区域は黒、赤、緑、青で着色された部分であり、計画面積は1

78ヘクタールです。全体計画区域は認可区域にピンクで囲んだ部分を追加した区域で、計画面積は218ヘクタールになっております。計画人口は6600人です。整備状況については、平成13年度末現在で黒と赤の区域の110ヘクタールが整備済みとなっています。なお鶴田浄化センターは図面の上の方に建設されています。次にまた調書の方に戻ってご説明いたします。事業については年次ごとに計画と実績を表に整理しております。

次に評価指標及び項目別評価についてご説明いたします。

(1) 事業の進捗状況について。平成14年度末見込における事業費割合を見ますと、計画全体に対する進捗について、全体計画では61%になっており、認可計画では70%になっています。また整備面積割合は計画全体に対する進捗について、全体計画では50%、認可計画では62%になっています。さらに年次計画に対する進捗について、全体計画及び認可計画ともに111%になっています。事業効果発現状況については、平成11年度から鶴田浄化センターが一部供用開始され、平成13年度末現在で市街地を中心に汚水処理区域が118ヘクタール整備され利用されています。よって、事業の進捗状況の点検結果は、事業の年次計画に対する進捗が順調であり、阻害要因も無く、計画どおり実施できていることからAAとしています。

(2) 社会経済状況の変化については、調書に記載されているとおり社会的評価、予算動向、必要性を点検したところ、事業の必要性が高まっていることからAAとしています。

次に(3) 費用対効果分析の要因、変化について。B/Cについては今回はじめての評価で、1.16と算定されていることから、事業効果はあると考えております。

最後に3対応方針についてご説明いたします。事業実施主体の総合評価案としては継続と判断しております。その理由は下水道整備に対する要望が非常に高く、事業の進捗も順調に進んでおり効果も発揮されているからです。以上説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。ご発言どうぞ。よろしいですか。ありがとうございました。それでは同じく下水道です。十和田湖町です。どうぞ。

《No. 26》

十和田湖町：十和田湖町です。それでは様式2の事業調書に添って説明させていただきます。

最初に1事業の概要についてご説明いたします。事業名は特定環境保全公共下水道です。地区名は十和田湖町焼山処理区です。終了予定は全体計画、認可計画とも平成17年度となっております。事業目的は生活環境の改善、公共用水域の水質保全等です。主な内容についてです。全体計画の現計画では汚水処理区域面積は43ヘクタール、事業費は25億1200万でございます。認可計画の現計画は、全体計画と同じになっております。ここで3枚目の十和田湖町管内図をご覧ください。行政区画面積は、約37,181ha、人口は約6千人の町で、焼山地区を対象に特定環境保全公共下水道の全体計画を策定しております。続きまして、4枚目の公共下水道一般平面図をご覧ください。全体計画及び認可計画区域は、黒、赤、青で着色された部分でありまして、計画面積は43haで、計画人口は1,700人になっています。整備状況については、13年度末現在で、黒と赤の区域の34haが整備済みとなっています。焼山浄化センターは図面の右側の青い区域の下に建設されています。次に調書に戻りまして説明致します。事業費についてですが、年次毎に現計画と実績を表に整理しております。

次に2評価指標及び項目別評価についてご説明致します。事業の進捗状況についてですが、14年度末見込みににおける事業割合を見ますと、全体計画及び認可計画に対する、進捗については83%になっております。年次計画に対する進捗について、全体計画及び認可計

画では、98%になっております。事業効果発現状況につきましては、平成12年度から焼山浄化センターが一部供用を開始され、平成13年度現在で汚水処理区域が43ha整備され利用されております。よって事業の進捗状況の点検結果は、事業の年次計画に対する進捗が順調であり、阻害要因もなく計画通り実施できる事からAAとしております。

次に(2)の社会経済状況の変化については、調書に記載されている通り社会的評価、予算動向、必要性を点検した所、事業の必要性が高まっている事から、AAとしております。

(3)の費用対効果分析の要因変化ですが、B/Cについては、今回初めての評価で1.04と算定されている事から事業効果はあると考えております。

最後に3対応方針についてご説明致します。事業実施主体の総合評価案としては、継続と判断しております。その理由と致しましては、下水道整備に対する要望が非常に高く、事業の進捗も順調に進んでおりまして、効果も発揮されている事からでございます。以上で説明を終わりたいと思います。

委員長：ありがとうございます。ご発言どうぞ。よろしいですか。どうもありがとうございました。27番目の事業、同じく下水道で新郷村です。どうぞ。

《No. 27》

新郷村：新郷村の沢口です。よろしく申し上げます。

最初に1の事業の概要について、事業名は特定環境保全公共下水道事業、地区名は新郷村戸来処理区です。終了予定は全体計画では平成22年度、認可計画では、平成18年度となっております。事業の目的は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等です。ここで添付されている4枚目の平面図をご覧ください。現在認可区域は黒、赤、青で着色された部分であり、面積は69haです。全体計画区域は認可区域にピンクで囲んだ部分を追加した区域で、計画面積は84ha、計画人口は2,150人で計画しています。整備状況については、13年度末現在で、黒と赤の区域の53haが整備済みとなっております。尚、戸来浄化センターは、図面の右側に建設されています。次に又調書に戻って説明致します。事業費について年次毎に計画と実績を表にして整理しております。

次に2の評価指標及び項目別評価についてご説明致します。事業の進捗状況について、14年度末見込みにおける事業割合をみると、計画全体に対する進捗について、全体計画では86%になっています。又認可計画では、93%になっています。事業効果発現状況については、平成10年度から戸来浄化センターが一部供用を開始され、平成13年度現在で汚水処理区域が53ha整備され利用されています。よって事業の進捗状況の点検結果は、事業の年次計画に対する進捗が順調であり、阻害要因もなく、計画通り実施できていることからAAとしています。

社会経済状況の変化については、調書に記載されている通り社会的評価、予算の動向、必要性を点検した所、事業の必要性が高まっていることからAAとしています。

次に費用対効果分析の要因変化について、B/Cについては、今回初めての評価で1.12と算定されていることから事業効果はあると考えております。

最後に3の対応方針についてご説明致します。事業実施主体案の総合評価としては、継続と判断しております。その理由は下水道整備に対する要望が非常に高く、事業の進捗も順調に進んでおり効果も発揮されているからです。以上で説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。ご発言。

委員：新郷村の事業について、特別質問という意味ではないですけども、同じようにこの下水道、この処理の事業として農水の集落排水事業があると思います。実際には集落排水

事業は、新郷村の場合はどのように入っていて、新郷村の立場で言えばこの公共下水道事業と集落排水事業をどのように使い分けているのか、その辺の区分けはどのようになっているのか。

それから全体として、その辺の事業計画に対する方針みたいなものは、どのようになっているか、説明して頂けると分かりやすいのですが。

新郷村：新郷村の管内図をご覧ください。3枚目に添付してあります。このピンクの部分が公共下水道で、新郷村では下の方が西越地区がありますが、集排で13年度で完了しました。上の方に川代地区がありますが、そこも集排でやろうと思っています。あとの地区は小さい集落なので全部合併浄化槽で実施したいと思っています。

委員：その公共下水道を利用するのと集落排水事業を利用する場合のどちらを利用するかという事についての基準とか、あるいは新郷村の方針の内容はどのようになっているんでしょうか。

新郷村：特別基準はないんですけども、その集落の事業人数によって大体決めています。

委員：住民の負担という点ではいかがですか。

新郷村：負担は同じにしています。

委員：負担は新郷村としてはいろいろ助成をして同じにしていると。

新郷村：そうです。

委員：事業費という事についてはいかがですか。

新郷村：事業費も大体同じです。

委員：どちらを利用するかはその時の判断しただと、つまり受益戸数と面積という事ですか。

都市計画課：都市計画課でございます。今のご質問につきまして、平成9年度にいわゆる農集排、漁業集落排水、合併浄化槽、下水道が皆さんで集まりまして、その地域地域の特性に応じて、人口規模ですとか、地形ですとか、集落の結びつきですとか、そういったものについて、その地域地域に一番いいもの、一番というかベターなもの、どういうふうな組み合わせがありますかということを中心に全県的に検討致しました。それがまとまりましたのが平成9年9月です。これが青森県汚水処理施設整備構想というもので、各市町村が自分達の区域の中についてはどういうふうな事でやりますよという構想案を出しまして、県がそれをとりまとめているということです。その中でこの地区については、農集排、この地区については特環、あるいは公共下水道、あるいは合併浄化槽というふうなものを整理しています。それに基づいて現在事業をしているということです。

委員：もうひとつだけお聞きしますけれども、いろいろの事業を利用するかはそれぞれ市町村ごとの判断でという事ですが、判断する基準は、一体そのポイントは戸数ですか、それとも規模ですか。その辺の判断基準はどのような所でなされているのでしょうか。

都市計画課：やはり投資効果を考えなきゃいけないという面があるかと思えます。人口が密集している市街地的な所はやはり集合処理という形での下水道、それから農集排という部分になろうかと思えますけども、まばらな所についてはやはり管渠敷設して広く集めるよりは、個別の浄化槽で対応した方が安かろうといったこともございますので、そういったことからの決め方というのがひとつになります。あとは市町村の希望と言いますか、いわゆる地区地区の結びつきですとか伝統ですとか、そういったものも考慮の中に入っています。

委員：新郷村のイメージは私もだいぶ行っていますのでわかりますけれども、住宅密集地域がこういうふうこのピンク色にまたがって、ぼつぼつあるというのもよくわかりますけ

ども、先程西越の方もまたやっぱり住宅密集しているような地区もありますよね。にもか
かわらず一方ではこの公共下水道、もう一方では集配というのは、どういう基準でなっ
ているのかなというのがよく理解できないところですがいかがですか。

新郷村：西越地区側の戸来地区の処理場の関係もあります。距離がありすぎてちょっと接続
が無理です。近ければ西越の戸来の方につなげると効率的になるんですけど、8キロ位あ
ってちょっと管渠工事に経費がかかるので一緒にはしていません。

委員長：ありがとうございました。それじゃ、元村委員どうぞ。

委員：質問なんですけれども、事業の概要の所に整備目標というのがございます。先程の農
水の所では県全体の整備目標だというお話だったんですが、この25番、26番、27番あたり
を見ますとこのhaが全部違っております。これは県ではなくてこの単独の整備目標でしょ
うか。

それからもうひとつ先程のご説明で農集とか漁集とか、そのいろいろ集まって全県で検
討されたという事ですが、何年かのスパンで検討されたかと思えます。そのスパンがいつ
検討されたのか9年とおっしゃってましたけども、私、実は環境影響評価というのが県に
会議がございまして、そちらの方では最近この下水道に関しては非常に厳しい状況です。
それはなぜかと言いますと新しく作る時に環境にどう影響をするかというのを我々が評価
する所ですが、現実にはいろいろ評価致しましても周辺の同意が得られないという事でそれ
で現実には着工できないということが非常にいくつか目立ってきております。そうします
とここに出てきておりますのは、大体5年とか10年経ったやつが出てきているわけで、その
国の環境影響評価が義務付けられる前に認可されたものと考えます。それらがここで影響
評価を受けないままどんどん進んできて新しい整備場が出来ないと、処理場が出来な
いというのが現状でございます。従ってここに、ニーズが高まっているというのがそうい
うことを反映しているんじゃないかと私は思っています。そういう状況下、社会情勢にあ
ってその四つのあれが集まって全県的に検討したという場合にその後その検討された内容
に対する進捗状況、その辺がもしわかりましたらこの次にでも資料をお願いしたいと思います
です。それは県全体の下水道処理に関するスパン、何年スパン位で考えられたのか、全体
計画としてどの辺まで行ってるのか、これから先どうもうまくいかないところが多くなっ
てきておりますので、その辺を考慮した方がよろしいかと思っておりますので、そういった資料
を出して頂きたいなと思っております。以上です。

委員長：どうぞ。

委員：下水道の普及率ですが、先程十和田湖町も同じような全国第31番目という低いという
記述されていたのですが、これを見ますと都道府県の中の青森県の普及率だと思うん
ですけども、然らば青森県内の市町村の何かそういう普及率データがあるものかどうか、
お尋ね致します。後日その資料を出して頂けますか。

都市計画課：各市町村の普及率がどうなっているかというご質問ですが、事前に配布されて
ございます。この中（青森県の下水道）に入っています。

委員長：そういう事でよろしいですか。他にご発言ございますか。どうぞ。

委員：素朴な質問なんですけれども、この下水道工事というのは、住民の視点で言えば上水道と
同じ位に暮らしの基本的な条件だと私は受け止めますけれども、こういう場合でもその開
発効果というのをきっちりとうたわなければならないのかと。というのは、例えば農村部
であっても、ある程度の人口がある場合は人口定住につながる事でもあるし、新郷村の場
合は観光開発につながるような大切な基盤であると思うんですけども、必ずそういう場
合でも下水道の場合でも開発効果というのを、いろんな視点でここに書き込まなければな

らない事になっているのでしょうか。

都市計画課：B / Cのことかと思いますが、いわゆる開発行為かどうかは別にしまして、事業をやるに当たり、これをやったらどの位投資が必要で、それに伴いやった後にどういふその便益が出てきますよというものを単純に比較すると言いますか、その為の制度が定められておりますのでやっています。あと、先程面積のお話ありましたが、例えば新郷村の面積が全体で84haというのがございます。そのうちで認可が69haというのがあります。これはあくまでもその新郷村の全体計画として、またその中で認可がこれこれだということでございまして、県全部という事ではございません。それはそれぞれの市町村がそれぞれでございます。

委員：そうしますとこの20何件の中で整備目標という所の書き方が、それぞれ違っているということですね。

委員長：そうなんです。先程私が指摘したように担当課によりまして、カテゴリーの整備目標というもののとらえ方がずれている。それを先程から指摘されておりますのでちょっと次回までにご検討頂きたいということです。

委員：削れと言っているわけではございませんので。

委員長：要するに統一性の問題をという事ですね。

委員：説明をちゃんとして頂ければ、それで十分と思いますので。

委員長：事務局よろしくどうぞ。

他にご発言ございますか。はい、どうもありがとうございました。

やはり当初から私が申し上げていたように、事務局のお考えの時間では無理ですよ。この審議会は。ですから次回以降はその辺を事前、先生方ご予定いろいろありますので余程考えた時間配分をしていただきたいというのを委員長からお願いしておきます。普通の審議会のように2時間位でぱっと終わると思ったらとんでもなくて、これだけ急いで、急いで、ご説明頂いてもこんなに時間かかっちゃうわけですね。

本日の最後の議題になるかと思えます。只今の担当課の方から27件ご説明頂きました。本来ならば全部詳細審議できちつきちと先程から資料請求が何件も出ておりますけれども、それをやっていかなければならないのですが、それに関わる予算とか時間的な制約もございまして、詳細審議地区をこの27地区の中から私達の手で選んでいかなければならないわけですね。次回に更に詳しく見て、それで最終的な結論を、あるいは現地検討をしたいということなので選ばないといけませんが、今までのやり取りを見てどういうふうを選んでいったらいいかということもあるんですが、やはりいくつかのその基準、どういう形で詳細審議地区を選ばなければならないかというひとつの基準を考えなければならぬと思っておりますので、私なりにこういう基準でちょっと考えて見たのですがという私案をご披露申し上げてよろしいですか。最初に。その後各委員からいやこれもっと増やせとか、削れとかというご意見頂きたいと思うんですが。たたきとして私の考えを申し述べさせて頂いてよろしいですか。それではふたつ位、その選定の視点・ポイントを考えてみました。お手元の資料、調書を見ながら聞いていただければと思いますが、第一の視点はそれぞれの事業の進捗率の低い事業、これをちょっと重点的に選んでみたいと、具体的にはそこに書いてありましたように、全体計画に対する進捗パーセント、それから年次計画に対するパーセント、それらを総合判断しまして、AとかA AとかBとかということになります。そういう事でひとつの基準としましてはそのパーセントでいう全体計画、年次計画でいずれかが8割に達してないところ、80%以下の事業をまず選んでみたらどうか。それからそういう事で点検した結果、事務局の方でBという判定を出された事業、そしてその長期間ず

っと継続している事業というふうな事で、進捗率の低い事業をちょっと選んでみたらいかがか。それから二つ目のBポイントとしては、先程農林水産部の中でも、いろんな事業ございます。それから県土整備部の中でもいろんな事業がございますので、出来るだけ幅広い分野から詳細審議を選びたいという事でございます。そんな今、私が申し上げたような視点で一覧表をもう一度眺めると、まず幅広い分野の事業という事で林政課は3つ出ていますが、林政課の方ではその3つの内の2番目、尻屋が全体計画の進捗率が67%だということで、8割以下なので網掛けしてみたらどうか。それから2つ目は農村整備課がいろんな事業ありますけれども、5番、大鰐の水環境整備が事務局の方で点検結果Bと出されていますので、これも詳しくみたらいかがかと。道路ですが、先程のものさしで見ますと、11番、十和田湖町の沢田地区ですけれど、これがやはり進捗率が全体計画の進捗率が66.3%ということで80%をずいぶん下回っていることで一応網掛けしてみました。それからやはり道路でございますけれども13番、長期10年。それから14番、これは通称ビオトープ事業ですけれども、点検結果B、それから進捗率が77.9とか、62.9というのもありますから網掛けてみた。それから15番、総合整備ですが、これも66.9%で網掛けと。それから17番は住環境整備ですが、先程もいくつか質問出ていました。これも77.7で80に至っていないことで網掛けてみました。県土整備部の方では、19番の八戸環状線ですが、これが74%です。それから21番の海岸侵食対策港湾事業が全体計画の進捗が59.3%。道路関係で22番三沢市がいくつか引っかけた点検がB、全体計画で24.7、年次計画でも37.7です。それから下水道事業ですが、下水道事業の中から1つということで見てまいりますと25番の鶴田が全体計画の中での進捗が61%ということなので網を掛けてみました。

もう一度確認しますと、2、5、11、13、14、15、17、19、21、22、25ということで11になります。11あると又これ2日かかるなど。各委員の先生から先程もう少し詳しくとお話が出てましたの、これも追加、あれも追加ということになると泊りがけになるということですね、私の今網掛けした中で除外してもいいものもある。先程網掛けした中から来年度当たりで完了予定のところを見ていくと、5番大鰐がこれ15年度で終わる。それから13番庄内地区の農道も15年度で終わるのでこのふたつは外してもいい、そうすると9つです。私なりにご提案申し上げます。

どうぞ、各委員からもっと入れるとか、先程も資料請求したりとか、もっと詳しく請求したいとか、もっと詳しく聞きたいというもので意見交換したいと思います、私の原案をたたきにしながら。どうぞご発言頂きたいと思います。どうぞ。

委員：林政のほうはですね、2番ではなくて3番、私は。

委員長：金木の方ですね。

委員：3番の方がいいという意見です。それから森田が15番で入っておりますが、これは除外してもいいのではないかと思います。ですから、ひとつ減るという提案ですが、あと2番と3番を入れ直したらいい。もうひとつ、先程の小さい池、南の郷でしたね。これを入れなかった理由は進捗。詳細審議というか、見てみたいという希望の方が大きいんですけども、検討するよりは、議論するよりは見た方がいいかなという。

委員：事業費規模でいっても一番大きいですね。それから範囲としても町村をまたぐ、それから事業名が中山間ですね。中山間、中山間で、何でもこう出てくるんですが、私なんかの理解では、やはりウルグアイランド以降のいわばこう少し公共投資、ちょっとげっつぷが出るくらいにばら撒いたときのひとつの考え方があるような気がしてやはりそれらについての整理といいましようか、考え方をきちっと見ておかなきゃいけない。そういう事業のひとつだろうという事を感じます。

委員長：はい、ありがとうございました。他にご意見ございませんか。どうぞ。

委員：先生と重なってるのがですね、2番、それから11番、15番です。あと24番以降は市町村はいいと思う。

委員長：下水道全然入ってないけどいいですか。

委員：そんなに問題ないようだし、先生は25番を選ばれましたけれども、平成23年完成予定で又かかってくると思います。

委員：選考の三つ目として事業費が大きいということについて、やはり見る必要があると思っています、まず一つ目のところの5番をはずすという件は、Bとなっているものです、来年度で終わるのでからこれはそのまま実施していただくことで、特にあえて詳細をとる事は必要としないと思います。それから17番の下田町で行ってまず整備事業についても16年に終わる、ほぼ80%近い進捗率にきているのであれば、17番ははずして審議していたとしても十分いろいろなことを意見反映できるのではないかと思います。以上でございます。

委員：基本的に15年度終了のものについてはその必要がないかなと思っています。25番の下水道ですが、これは基本的には生活に不可欠のもので、これを入れるのはどうかという感じは致します。あわせて16年度で終了するものがある。先程先生がおっしゃった中では、3件ございます。これについては、そんなに時間を要しないのではなかろうかと、こんな推理でとりあえずは入っておいてもいいのかなという感じが致します。以上です。

委員：特にありませんけれど、農村整備の関係がB/Cの値が非常に低い問題がたくさんありますと、これについての内訳が非常によくわからないので、その辺を質問状でも出したんですけれども、詳しく説明をして頂きたいと。

委員長：代表的などっか1区という事ですよ。B/Cの低い。

委員：それで16、17のその辺あたりから1件どれか説明していただければと、この前お送りいただいた農村整備の小冊子がありまして、あれを見ると法的には国の基準からすると、かなりそういったものを農道と一緒に整備をするという事になっていて、都市計画と比べると非常に何か、何と言いますか、過保護状態じゃないかという気がするんですね。農村の場合には、非常に1戸一戸の入り口まで舗装する整備が考えられてる。一方では都市の方は、非常にまだ未整備のところが多いのに、その辺の比較も含めて非常に複雑な思いでしたけれども。その辺で16番か17番か。

委員長：入った方がいいと。

委員：ええ、それと下水道の問題はこれ生活排水の問題ですから、これはもうどんな条件があろうとも、優先的にやるのが筋だと思いますから、その点はもう省いてもよろしいのではないかと。時間があればやった方がいいですけれども、時間の問題もございますから。

委員：大体今まで皆さんがおっしゃったのと、私が考えたのは大体同じですので、あえて申し上げなくてよろしいと思います。

委員：私も同じですが、下水道の方も私も審議しなくてもいいと思っています。個人的にちょっと関心があったのが、三沢市の立体交差点を造ることで、大きいということ、あと街づくりとの関連性から、私はこの三沢市の22番と、今いろいろ週五日制という事で、体験学習をいろいろなところで取り上げているんですが、やっぱり事後評価ということが公共事業の場合も難しい、出来たらもうそれっきりということなので、その後の運用ということをどこら辺まで考えているのかという事で、私は南の郷と十和田市のことが気になっていて、見たいなと思いました。以上です。

委員：私なりに詳しく見てみたいものをあげてみたけれども、ほぼ委員長が提案されたもの

と重なってきまして。私の選び方は、ひとつはもちろん進捗率が低い、その事業期間がこの先まだ結構あるという事情で全体に占める進捗率が低いものが入ってくるわけですが、それはそれでやはり詳しく見る意義というのがあると考えまして一括しました。そうしますと、ほぼ重なってきておりますので、ただその事とやはり事業規模が非常に大きいものについては、やはり着目して詳しく見てみたいなと思っております、そういう観点からいきますと7番当たりも私としては何か詳しく見てみたいなと思った事業ですが、ただこの先期間がありませんで進捗率からいきますとほぼ80%だったでしょうか、特に低いわけでもないし、あと3年か4年で終了し、外してもいいかなと最終的には思いました。以上です。

委員：皆さんの意見とほとんど重なっております。ちょっと違ってたのは南の郷ですね。

それとやはり三沢の立体交差は私は是非資料を含めて少し検討させていただければありがたいと思っております。あとは皆さんとほとんど一緒です。

委員：もう出尽くしたみたいですが、南の郷とそれから早瀬野というのが、本当に非常にひなびたというか、素朴な場所にああやって人工的に水辺の空間を作ったとしても果たしてという思いがあるのですが、早瀬野はもうそろそろ出来上がるのにずっと何してたんだろうと、ずっと見てたんですけども、今回初めてわかりましたので、改めて個人で行ってみたいと思っております。

委員：私も皆様と重なっておりますから、申し上げる事もないんですが、お隣の奥村さんと話してたのは、この早瀬野の整備は農水省のダムの周辺の整備すけれども、ずっと何年間か手がけておられたにしては、私も奥村さんも知らなかったという事が、非常に私達二人の不勉強ではありますが、町がどの位本気なのかなと、これからどんなふうに活用していくのかなというところに、やっぱり事後評価も地方ではされる事にはなるかと思えますので、一生懸命取り組んでいただきたいという事と、気になったのは、農道の中の三沢市の淋代平です。図面で拝見した時に、農道というのは網の目のようにめぐらされていますけれども、図面で拝見した時にはもう肉眼で見えるところに、別な道路があるというような感じにお見受けしたので、ちょっと気になりました。それと、川内町の川内港ですけれども、侵食の状態がどうなのかなというのがとても気になったところでした。以上です。

委員長：はい、ありがとうございました。整理しますが、皆さんの意見と私の最初に申し上げたので複数出てきたのは、この22番の都市計画県土整備の方の三沢の立体交差、予算規模はもう一番大きいし、それからいろいろ資料も見たり、現場を見たりしたいという事で、現場の話は又次回やりますけど、詳細にここはやりたいというのが最初に浮かんでくると思います。それから、私の案には無かったのですが18番ですね。中産間地域の総合整備という事で、ここも詳細審議を是非という声が複数ありましたのでこれも入れるべきかなと思います。その後は、林政課ですが、2番よりも3番の方がいいのではないかというご意見もありますけど、林政課三つあるけど、三つとも詳細審議いいという意見は無かったので、ひとつは入れて詳細審議をやった方がいいと思うのです。どっちにしましょうか。2番と3番の。金木の方はですね、総合整備ですけど、これは15年で来年で終わりなんですね。でも渋谷委員はこっちの方がという話ですね。森林総合整備事業。

委員：この森林整備という場合に、そのこの資料としては写真が出ておりますけれども、どういう整備をするのかというのが、かなり問題になっていくと思う。

委員長：わかりました。それでは、雪崩防止というのは、雪崩防止という事ではっきりして、雪崩防止を評価するという場合は、工法そのものが妥当な工法かどうかという事が

中心になってくると思うんです。むしろ詳細審議するのであれば、この総合整備という環境整備とか、総合とか、環境というふつとした名前で行われてる事の方を公共事業としては適正かどうか見るという事の方が筋でしょう。それでは私の提案をやめまして、林政課の方では3番の金木、まもなく終わりますが、これをちょっと詳細に審議してみたいという事で宜しゅうございますか。

委員：終わるんですよ。

委員長：中身をやっぱり知っているいろいろな意見を出すという事は無駄な事ではないんですよ。この委員会の性質から考えて。この森林整備の進捗率はまだ6割ですので、そういう判断もあってちょっと出してみたんですよ。他の委員いかがですか。

そういうことでいいですか。では林政課の方をお願いしておきますが、3番の地区について詳細に検討させて下さい。それから農村整備課の中身を見ますと、さっきいった環境とか、総合という言葉がありますので、総合については先程申し上げましたように、18番の南の郷、この3市町村にわたっている所のここを入れたいという事で総合という所は代表していいと思います。

それからほ場整備はどうしますか、1個も入ってない、いいですか。はい、どうぞ。

委員：このほ場整備については、B/Cの根拠で農業生産効果とか、いろいろ出ておりますけれども、それぞれの地区で、農業生産効果が減の場合もあるし、増もあると、同じような総合整備事業、この緊急の集積ほ場整備をやっていながら、且つ同じような方向性を出しておりながら、この効果という点での評価が、こういうふうにはばらつきがあるという事情について、説明して欲しいという希望あります。この事業について、妥当かどうかというよりもそういう背景、異なる理由ですね。

委員長：先程ずっとご説明頂いた中で、例えば7番の浪岡でしたか、質問がいろいろ出てたのは、資料、この調書の作り方・内容についてもう少しきちっと説明してくれないかという事で、随分質問出てたと思いますけど、当初にはなかったけど、どこか具体的な事例を使いながらほ場整備事業の公共事業のあり方みたいなことについて、意見交換するためにも1地区出してもらいましょうか。ほ場整備を代表して詳細に見ていくということで7番を入れましょう。これで4地区出てきましたが、道路関係もひとつ詳細やりましょうか。道路はどの道路をやりますか。一般農道というのが10番、11、12とあります。それから13がこれは財源振替えですね。

委員：別にやらなくてもいいのでは。

委員長：これからの公共事業としての農道整備のあり方みたいなことでもちょっと意見交換しておいたほうがいいと思いますので、11番入れましょう。それとあとは環境問題という事で14番。もう一回整理しますと、3番、7番、11番、14番、18番、22番という事で、6事業について詳細審議するというあたりでいかがでしょうか。よろしいですか。

それぞれの担当課におかれましては、6地区につきまして、今日の会議で資料の要求とか、一般的にこの事業についてはどうなのかということと、この地区についてはどうなのかという個別の問題とがごちゃごちゃになって書かれている部分もあったんですね調書に。その辺も整理をされ次回の詳細説明の時にお願いしたいと思います。その他に何かご発言ございますか。なければ私の進行は以上で終わって、事務局の方にマイクをお返しします。

どうもありがとうございました。

【審議終了】

5 閉会挨拶（竹森政策審議監）

6 閉会